

(第一類 第一回)

第六十八回国会 内閣委員会議録 第二十七号

(四九四)

昭和四十七年五月三十日(火曜日)

午前十一時十二分開議

出席委員

委員長 伊能繁次郎君

理事 加藤 阳三君

理事 坂村 吉正君

理事 山口 敏夫君

理事 伊藤惣助丸君

理事 笠岡 留君

別川 悠紀夫君

横路 孝弘君

受田 新吉君

外務大臣 松本 寛一君

木原 十郎君

鬼木 勝利君

東中 光雄君

福田 寛一君

実君 起夫君

山中 貞則君

江崎 真澄君

同月三十日

阿部 文男君

中山 利生君

別川 悠紀夫君

松本 十郎君

阿部 文男君

中山 利生君

出席國務大臣

別川 悠紀夫君

横路 孝弘君

受田 新吉君

外務大臣 松本 寛一君

木原 十郎君

鬼木 勝利君

東中 光雄君

福田 寛一君

実君 起夫君

山中 貞則君

江崎 真澄君

同月三十日

阿部 文男君

中山 利生君

別川 悠紀夫君

松本 十郎君

阿部 文男君

中山 利生君

委員外の出席者

防衛庁 防衛局運用課長 防衛省アメリカ局安全保険課長 松田 勝文君

内閣委員会調査室長 本田 敬信君

○伊能委員長 これより討論に入りますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊能委員長 起立總員。よって、本案に対し附とおり可決すべきものと決しました。

○伊能委員長 この際、加藤陽三君外三名より、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されています。

提出者より趣旨の説明を求めます。加藤陽三君。

○加藤(陽)委員 ただいま議題となりました。自由民主党、日本社会党、公明党、民社党四党共同

提案にかかる、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提案者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号)

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一三号)

正する法律案(内閣提出第一三号)

提案者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

○伊能委員長 なお、ただいま議決いたしました法律案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊能委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊能委員長 起立總員。よって、本案に対し附帶決議を付することに決しました。

○伊能委員長 なお、ただいま議決いたしました法律案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊能委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊能委員長 恩給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府は、次の事項についてすみやかに善処するよう要望する。

一般公務員が、特に危険をおかして業務を遂行しなければならない場合の補償についても検討を加えること。

民間における企業補償の実態にかんがみ、支給について検討を行なうこと。

公務災害による遺族補償並びに退職後の生

活保障の実情にかんがみ、国家公務員の退職手当の改善に特段の配意を講ずること。

右決議する。

○伊能委員長 これより会議を開きます。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

他に質疑もないようござりますので、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

対する質疑はこれにて終了いたしました。

ておるのでござりますが、この機会に、そうした長期にわたつて公務に従事した人々に対する国家の報い方として、現在行なわれてゐる制度そのものが適切かどうかというところへ及ぶような形で質問をいたします。

これは、局長さん及び恩給局の法制担当の課長が、さういふところです。明治初年から始まって、大正十二年に基本的な恩給法ができて、昭和八年に大改正が行なわれて、終戦後しばらく沈黙をして、昭和二十八年に軍人恩給復活となつたといふ歴史の中で、恩給法の立法精神は、何であったか。今まであつたら立法理由といふのが明確になるのでござりまするが、当時はそれがさだかでない点があつたようです。法律の条文を拝見しても、恩給法という法律の中に、なぜ恩給を給するかといふ目的が明確でない。これは一体どういうところに立法理由があつたか。当時の立法理由を、法制を担当されておる方でけつこうでございますが、局長、御存じでしたら局長から……。

（平川政府議員）たたしま先生から言わされました
ように、恩給法は大正十二年に現在の恩給法がで
きたわけでござりますが、それ以前には単行法と
して、たとえば、軍人恩給法、官吏恩給法、ある
いは市町村立小学校教員退職料及遺族扶助料法と
いうように、各職種別にいわば単行法がばらばら
にてきておつたわけであります。通算関係も、軍
人と文官は通算するが、教職員と軍人は通算しな
いといふように、非常に法体系が混雜しておつたな
わけです。それを大正十二年に一法にまとめたわ
けでありますて、それぞれの法律を見ましても、
先生が言われましたように、現在の恩給法でもそ
うでございますが、恩給法とは何ぞやといふこと
については、法律の上での規定はございません。
しかし、日本のいわゆる行政組織というものとく
らはらをなして出てきた法律でございますから、
われわれが一般的に行政的に教わっておるとこ
ろから考えますと、國家に対し忠実に勤務した
公務員ないしはその遺族に対し、國家の義務と

○平川政府委員　先生が言われましたように、恩給は、特に身分的に言いますと、雇用人に適用されません。御承知のように、判任官以上の文字業に關与できませんとかいろいろの制約がございまして、恩給法は官吏に適用される。ところが、官吏服務紀律というものがございまして、御承知のように、官吏は私企業に關与できませんとかいろいろの制約がございまして、恩給法は官吏に適用される。ところがその官吏についてはそういう制約があるということをご存じますから、直接恩給法ではございませんが、そういう制約下にある官吏に適用する年金法でございますから、たとえば、懲戒免職になりますとか、あるいは禁固以上の刑に処せられると、恩給法五十二条によりまして、引き続いた在職について受給の資格を失うというような規定もございます。そういう観点でございまして、では恩給とは何だというふうな規定もござります。

私はそうした意味で、国家に忠実に勤務したそ
の人に對して、國家が何かの形でその勤務に対し
て報いてあげるというのが恩給たということに対
しては、一応うなづけます。けれども、恩の字が
ついているところは一体何か。恩典的要素が多少
でもなければ恩の字はないはずです。恩を着せる
わけではないですけれども、御答弁願いたいので
す。

○平川政府委員 実は恩給の定義につきまして、
たとえば恩恵説でありますとか、あるいは保険説
でありますとか、給与とお払い説とかいろいろ學
說的には、実は恩給法を作成しました鰐貝詮三
という方が書いておられますけれども、いわゆる
恩恵説の恩をとつてのあれではないかといふよう
に私は聞いたわけであります。ただ、その恩恵と
して給付するという意味はあったかもしません
が、私としては、いま申し上げましたように、そ
ういうぐあいに理解しておるわけであります。

しかし恩給は支給されなかつた。しかし現在は非常に社会保障的な要素が採用されているのです。恩給法の二条ノ二で入れた規定なども、そういう意味で……。

恩給法の初めのほうを見ると、非常に窮屈なかたかなと漢字で書いてある。こういう、ひらかなくして、かたかなと漢字だけで、なかなかきびしい文語体が生きておるような法律というものは、ちょっといまの時勢に合わぬ。ほんとうはいまの法律形態にこれを書き直さなければいかぬ。

これは恩給法を書き直すのは、法制局のほうでもなかなか骨が折れる。法務省もそういう話でしたけれども。これは途中でお話をちよつとよそへされるのですが、「タルトキハ何々々」とかいうような形でなくして、非常にわかりやすい文章に切りかえることはどうですかね。これは私二、三回指摘したことがあるのでけれども。これだけをやるためにいかぬといふ問題があるでしようが、

して給する金錢給付である、このように私たちを考えておるわけであります。いま申し上げました現されおる条項はございません。

○受田委員 いまおっしゃつた、公務員として勤務した人々に對して退職後に給付する対価といふその見方がちょっと問題になると思うのですけれども、在職中に私企業にも関与できない。ちょっとおかしいことをしても、他の社会ならたいした問題ではない。交通事故をちょっとやつたぐらいいでは、他の社会では問題はない。公務員ならそのままですぱっと首になるんですよ。現実にこういうきびしい制約を受けることに対する補いといふものに該当するのか。あるいは公務員という榮誉ある地位を得てきた人に対する恩恵的な要素が少しでも入つておるのか。そうした勤務中のきびしい制約に対する補いとしてあとから追加した給付金の一部であるといふような見方をするのか。いろいろ見方があると思うのですけれども、それらがある程度総合的に入つた給付金といふに見えた

とを申し上げますと、いま申し上げましたように、そういう意味からくる、公務員が忠実に国家に勤務し、その勤務した國家公務員に対する給付、ないしは遺族に対する国家の義務としての給付といふらな、はなはだ形式的かもしませんが、そういう結論になると思います。

○受田委員 忠実に勤務したから恩給をいただくまで勤務ができたわけだ。忠実に勤務しなければ途中で首になつておつた。ほかの民間企業などでは、少々脱線しても能率をあげて企業の繁栄に貢献した者は、少々脱線するほうがむしろ能率がある素質を持つておるのだ、こう見られる可能性もある。長官おわかりいただけると思うのです。

少々脱線しても、一方で会社をうんと繁栄させるなら、それでもいいのだ。公務員のはうは少々脱線したら、ほかのほうで能率をあげてもだめなんだ。これは非常にきびしいです。したがつて少々卑屈的な性格を持つて戦前は忠実にやつておつた。そういう人たちに対する給付金ということになりますと、民間会社の方とは別の要素が入つて

ただ、訳するときには、これは、ベンションといふことばをおそらく訳したものと、われわれの研究では考へておるわけありますが、これを年金というふうに訳すのか、あるいは恩給と訳すのか、いろいろ問題がございまして、御承知のように恩給法の中には、年金のみならず一時金も入っております。そういう包括的なものを、その当時の客観的な情勢のもとにおいて、どういう訳し方をすればよかつたかということはいろいろ問題があると思いますけれども、一応恩給という一つのあれを持つていたわけであります。その中には、ニユアンスとしては、先生が言われた意味も入つておるかもしませんけれども、基本的な性格としては、私がただいま申し上げましたような考え方には、年金というのはやはり公務員の勤務どちらはらの問題がござりますから、そういう意味における、忠実に勤務した公務員ないしはその遺族に対する義務として国家が給する金錢給付であるということには変わりがないと思います。

しかし恩給は支給されなかつた。しかし現在は非常に社会保険的な要素が採用されているのです。恩給法の二条ノ二で入れた規定なども、そういう意味で……。

恩給法の初めのほうを見ると、非常に窮屈なかたかなと漢字で書いてある。こういう、ひらかなくして、かたかなと漢字だけで、なかなか書きやすい文語体が生きておるような法律というものは、ちょっといまの時勢に合わぬ。ほんとうはいまの法律形態にこれを書き直さなければいかぬ。

これは恩給法を書き直すのは、法制局のほうでもなかなか骨が折れる。法務省もそういう話でしたけれども。これは途中でお話をちよつとよそへそれるのでですが、「タルトキハ何々ス」とかいうような形でなくして、非常にわかりやすい文章に切りかえることはどうですかね。これは私二、三回指摘したことがあるのでありますけれども。これだけをやるためにいかぬといふ問題があるでしようが、

しかしこれはやりかえたほうがいいのです。それ書いてある。この法だけはむずかしく書いてある。そういうことになると、バランスがとれない。そろそろ法律の文章をわかりやすい現代文に書き直す。つまり社会保障制度がもう入っておるのであります。恩給法というきびしいワクからはみ出でておられる。はみ出る状態が、きびしいことではなくて、開放的にはみ出そうとしておるのです。その時点に文章を現代的に書きかえるという御検討をされたことがあるかないか。

○平川政府委員 実は総務長官が昭和四十五年の国会におきまして答弁されておるよう、現在の恩給法は文語文で書いております。しかもむずかしいことは、さらに本法のみならず、たとえば、昭和二十八年法律百五十五号、軍人恩給復活の附則などを見ますと、四十四条にわたって、しかも長い条文が統いておるわけであります。これは文語文でできております。それから基本的には、大正十二年から現在まで二十数回改正になっておるわけであります。そういう改正が現在まで生きておりますから、法律としましては、実際問題として現在適用がないとしましても、法律上はこれを取捨選択するわけにいかない。そういうことで、全面的に改正しますと、むしろかえでわかりにくい法律にならないか、実際にそういう趣旨を生かしたものをつけばいいのではなかないかということで、われわれといいたしましては、実事その前に法制局とも相談したわけでありますけれども、そういうことは不可能に近い、しかも実効上内容がない、むしろ実際上そういう趣旨を生かしてものをつくってはどうか、ということで、総務長官から命を受けましてつかったのが、昨年お配りしたと思ひますけれども、「実効恩給規程」であります。見られたと思ひますが、これは実は取捨選択いたしまして、これさあ読めば、少なくとも、現在受けておられる受給者、ないしは事務をとつておられる事務当局にとりましても、非常にわかりやすいということで、

○受田委員 私、そのパンフレットも拝見しておるわけでございますが、しかし基本的に、これが非常に複雑怪奇に見えるけれども、恩給法として体系的に文章を変えるのは私は可能だと思うのです。恩給法は戦後の二十八年からひらがなになつておる。戦前の分と戦後の分と文章の形態を同じにするということは、これはいま御苦勞を訴えておられるけれども、それとは別に、文章形態を変えるということについてはもうむずかしいものじゃないと思うのです。

第一条は「公務員及クノ遺族ハ本法ノ定ムル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ権利ヲ有ス」、これを「遺族は本法の定めるところにより」、「受クル」は「受けける」「権利ヲ有ス」は「有する」と、こういうふうにやつておけばいいわけです。そしてひらがなに切りかえをすればいいわけで、そうむずかしい問題じやない。私はその作業のほうをいま提案しておるのであります。

○平川政府委員 これは法制技術的な問題になりますて、これは恩給局の見解ではございませんが、一応私から申し上げますと、単に現在存在して施行されておる文語文の条文を口語文に直すといふだけの改正は、法制局としてはやつてないということをごぞざいます。内容的に可能かどうかということは、確かに先生の言われたように、問題はありますけれども、現在の方針としてはそりゃうことはやつていいということをございます。

○受田委員 ひらがなと、かたかながまじつて、「恩給小六法」などを見ると異様な感じを持つのです。かたかなの分は非常に減つてきておるわけです。戦後はみんなひらがなに変わつておる。その中にはつぱつと旧体制が入つて、軍服を着た軍人が現在の町を歩いておるようなかつこうに見えます。それを衣装を変えて国民にわかりやすくする。刑法関係にしても、むずかしい

ことばをだんだん平易にして、相場、裸程といふようなことは変えてきたといふようなところは、現代の国民にわかりやすく理解される法律にしようと、いう配慮からだと思うのです。いまの人々がやはりこれを読むわけですから。「本人又ハ其ノ遺族ハ其ノ旨ヲ逕滞ナク裁定庭ニ届出ヅベシ」、このような「逕滞ナク」というようなことばがわからぬのが最近出てきてきておるのです。そういう意味で、ことばをもつと平易に理解しやすいように書きかえる。これは法制技術の問題ですから、そろそろびしく考えなくとも、法制局と御相談されれば、まず既より始めて恩給法から改正をされたいかれる必要はない。長官からも、おととしその旨の御発言があつたわけですが、非常に複雑な恩給法というものを、国民にもつと理解しやすいよう、国民とともにある恩給法、共済組合制度に移行したその前提としてこの制度が残っていることを子孫も十分理解して、恩給法の適用を受ける老人たちに対しても若い人が理解する意味で、この法律をわかりやすく書き改める、これは非常に困難な作業でしょうか。作業としては困難かどうか、ちよと判断いたしかねます。

○受田委員 平清盛が重盛にいさめられていましたが、群馬しておったとき、その衣の下によろいのそでがちらつと見えたということ、歴史の上で特筆すべき事件として後世に語り伝えられておるわけです。恩給法の内容そのものは、いま申し上げたような社会保障制度を取り入れて、生きる権利を守る立場に切りかえられつつある。古いタイプの軍人恩給時代のきびしいワクでなくして、一時

金も出れば家族加給も認められる。そういうふうな形の法律に変わっているわけです。つまり現代の事情に合致する方向に恩給の法の適用を受ける人々の処遇が改善されておる、そういう意味ですから、ひとつここでその点を前提として御検討を願いたい。

そこで質問の核心に触れるわけでござりますが、恩給法は、有形無形の非常な責任ある職務を遂行して、國家公務員もしくは地方公務員として恥じない行動をして勤務した人に対する恩典でございますが、やめたときの給与を基準にして恩給額がきまつてゐる。仮定俸給を基準にして、その三分の一ということでスタートしておる。これでやめた後のその人の生活をどういう形で守るのか。

具体的に申し上げると、かつては公務員として、局長であり課長であり、あるいは校長であり警察署長であった立場の人々に、やめた時点から引き続き五年なり十年後にも、そういう国家に有形無形の重い責務を負うて奉仕した人に対する待遇という形にこれが進むべきだと私は思うわけです。ところが、五年なり十年たつた後ににおいては、退職当時の俸給によって恩給をもらつておつた人が、たとえば十年たつた後にはどうか。一般公務員の給与は、今までの事例で比較しましても、大体十年たつと三倍以上になつてくるのです。ところが退職者の場合は、過去の事例で数字を検討すると一・七倍という程度です。過去十年を間のうちに公務員の給与は、ベースアップあるいは昇給等で三・一倍以上に引き上げられている。にもかかわらず退職した人の場合は一・七倍にとどまつていて。大体五割五分から六割程度のこと事した人として一応うなづける恩給あるいは年金をもらつておられる人が、十年後には、現在同じ局長であり課長でやめた人の五割か六割に待遇が減つてくる。この形が恩給の支給に対する正當な

姿と思われるかどうか、お答えを願いたいと思います。

○平川政府委員 問題は恩給受給者を、退職時の俸給をとつて、在職年数——在職年数の長短はござりますが、それによって恩給金額が決定され、その後の経済変動に対してもどのように処遇していくかということかと思いますが、先生も御承知のように、大正十二年に恩給法ができましてから、その間、官吏給与令によりまして、給与が昭和二十年までほとんど変わっていないわけです。したがいまして、その間いわゆるベースアップの問題が、一回くらい例外はあります、が、戦前ににおいてほとんど起らなかつた。いわゆる年金価値の保持ということにつきましては、戦前は給与が変わらなかつたわけですから、起らなかつたわけがありますが、問題はやはり、退職時の俸給をとつておることがどういうような意味を持つておるかということだと思います。

しかし、これは私の考え方でございますが、現実に国家に対して寄与しているわけでございませんから、したがつて御本人としては、国家に対して寄与しておつた、地位に応じたような義務感あるいは責任感がないのは当然だと思います。また国家としても、かつてその地位にあつた内容に応じた義務を要求することはできない。これは当然かと思います。なぜならば、現在その職についていませんから、その職に伴う責任と義務というのは、国家とその御本人双方において、現実的にかつて持つておつた、地位に応じたような義務感があるといふことは否定し得ない事実であると感じます。したがいまして、それを割り引くといつていいませんから、その職に伴う責任と義務とは、国家とその御本人双方において、現実的になくなるということは否定し得ない事実であると思ひます。

○受田委員 恩給審議会の答申に基づく経過措置がされたわけございますが、その措置の実態は、私は比較検討させてもらつたわけです。そらする

と、現職の公務員の基本給が昭和三十六年の十月に二万四千円であった。それが四十六年五月に七万四千円に上がつておるわけです。そして今度恩給をもらう立場の方に例をとりますと、恩給仮定俸は、昭和三十六年に同じ基準で二万四千円であったものが、四十六年五月には四万一千円になつておる。つまり、一方は三・一二倍されておるが、一方は一・七四倍である、こういう相違が出たわけです。つまり十年たつと五割から六割程度に抑えられてきておる。十年前にやめた人は、現在やめる人の、よく見て六割としましておられた時点では、かつては公務員として局長であり課長であつた立場の人は、仮定俸給に基づいて一応うなづける恩給をもらっておるが、毎年毎年順次低下する。つまり、かつてやめた時点では現役に大体準じてきただが、やめて一年、二年、三年、四年、五年、十年となるに従つて、そのもたらう年金額は現在に比べての比率が減つてきておる。

そのことは、いまの御答弁をそのまま採用させていただくなれば、やめた時点から、もうかつての公務員としての立場の勤務ではないのだからといふことであれば、みな同じでなければいかぬわけです。やめた直後でも、やめて十年たつても、同じものでなければいかぬのだが、やめた時点から年を追うて、かつてその職務にあつた影がだんだん薄くなる方向へ方針がきめられておるのか

問題ではないか。その考え方方はいろいろあるとおも、われわれといつましても、現在とつておるに、かつて公務員であつても、いまは現実に国家に対して寄与しているものではないから、たとえば、地位が高い、あるいはある職階についておる人についての職務と責任といふものは現実にはないから、それについてはそれなりに考えていくのではないかというものが現在の考え方でございます。

○受田委員 昭和五、六年ごろに官吏減俸令といふ勅令が出て、公務員の給与を一割程度減らしたことがあります。そのときはどういう恩給の扱いになつておつたか。つまり臨時措置であつて本俸といふという方針を恩給局はお持ちなのかどうか。今まで言つた人は、ことし四月にやめた人と比べると、六割しか現実にもらつていいのです。つまり國家が四割分、現在やめた人と比較しては低く、それだけもぎ取つた手当をしておるわけですが、年とともに待遇は減つていくのがあります。

○受田委員 滅俸令は減らしてない、つまり減俸

に対する対応しては退職時の俸給をとつております。それは、いま言われましたように、恩給受給者は、われわれは次のように考えております。

○受田委員 そうしてその減俸期間が何年間か続いたわけです。その期間の恩給はどうだつたんですか。

○平川政府委員 減俸前の額に還元いたしまして支給しております。

○受田委員 そうしますと、常に本則的な給与を基準に恩給というものは支給された。つまり減俸措置の部分はかかわりなく、減俸以前の給与を基準にして恩給がつけられた。となると、常に官史の、公務員の給与を基準に恩給というものはきまつておつたということですね。減俸を配慮して恩給を支給したといふなら、これはまた別の考えが起るわけですが、減俸された部分は減俸されないものとして、それに即した恩給がつけられたとなるならば、歴史的に公務員は常に現職の公務員の給与を基準にして動いており、また終戦当時までは給与の流れに強大な変化がなくて来たから、大体やめた人の給与を基準にして、その後においても大体現役の給与とのバランスがとれてきた、そろ解釈していいですね。

○平川政府委員 その理解のしかたでございますけれども、年金と公務員給与の私のはうの理解のしかたは、そういうベースダウンということを考えれば、むしろダウンしたものを持ちしてもほんとうはよかつたのかもしれません。むしろそのほうが公務員給与にスライドしたことになるかもしれません、やはりその間ベースダウンになりませんが、やはりその間ベースダウンになりませんが、やはりその間ベースダウンになりますから、政策的な判断が入つたものと、まあ先生の言われたことと逆のようになります。理論的には考へ得るんじやないかといふふうに考へます。

○受田委員 ダウンをした時期にやめた人はダウントしたものを基準にほんとうは恩給は格づけされなければならぬと思うのです。百円の俸給の人が九十円になつたら、九十円をもとにして恩給といふのはつくべきだ。その場合には、九十円にダウントしたものはやめて、ダウント以前の給与を基準にして恩給をつけた、こういうことは退職者には非常に恩典なんですね。つまり、現在もらつておる現職の公務員の給与と比較すると、その時点では退

職者のほうが率がよかつたわけなんです。それほど退職者は優遇しておった。

ところが現在は逆に、現役の公務員が、いま数字の比率を申し上げたように、十年たって三倍以上になり、一方は一・七倍にしかならぬといふような現状の中で、公務員として勤務した人が年とともに現役の公務員との間に大きな差が出てくる。これは非常に大きな問題だと私は思うのですが、公務員の給与を基準にして退職者の年金を常に設定していくという形をとれば、これは問題が起らぬ。戦前はそれができたんです。ところが戦後の著しいベースアップということが毎年繰り返されてきている関係で、そして退職者のほうは物価を基準にして、そして公務員の給与というのが副次的に考えられてくるとか、あるいは、公務員の給与部分の率を思い切って下げて、物価のほうを思い切って取り入れたりするような形いろいろくふうする。六対四とかいろいろの比率で苦労しておられることはよくわかるのだが、そういうものが入ってくるから、つまり賃金スライド制といふものと比較すると、十年たつたら現役の人と比べたら六割程度以下に下がっております。これはやめた当時は何とかなっているんです。年とともに、かつての公務員であつた地位を社会的にも確保できない。物価基準に切りかえられてしまつたんでは、退職者といらものは年とともにその生活を困難にしていくて、おしまいには現に、生活保護法の適用を受けるほうがいいから、わずかな扶助料をもららうよりも生活保護法に切りかえをしてくださいと、古い公務員の奥さん方が、未亡人としてもらう扶助料よりも高い生活保護に切りかえを頼むような人さえできておる。それはもう自分で生活能力がない。したがつて生活保護に切りかえをしていいわけなんですが、ただその時点で問題が起つる。生活保護と給与の議論は、この間、鬼木議員がやっておられたから繰り返しません。繰り返しませんが、現に三万円以上もらつておる生活保護の適用者と、公務員の恩給として六千円か七千円かほど毎月もらつておる、

そういう公務員の遺族の奥さん、おばあちゃんが、生活保護の適用を受けたほうが待遇がいいと会的に、私企業に雇用できず、ささいなそそりもなくして誠実に国家に忠実に勤務した人の奥さんが、生活保護の適用を受けたほうが待遇がいいということです。私は生活保護に変えてくださいといふような訴えを起こすことが現実に起っている。これはたいへん申しわけないことで、生中その御主人を助けて、欲を出さぬで忠実に國家に勤務することを内助した奥さんにしては、あまりにもあわかな末路である。

その意味で、生活保護の適用を受けるよりは、せめてその基準よりは何割か高い扶助料、最低線の保障というものが当然あってしかるべきであつて、そういうものも考えてみると、どうもしま思はれました既成観念があつて、十年後の悲惨な状況を予想しないでおられるんじゃないのか。それからまた現職の公務員にしてみても、自分たちはやめるときには、恩給金額は大体仮定俸給の三分の一に勤務年数のプラス分が入つて、まあ六割から七割、八割をやめてからもらえるが、十年たつたら半分になるのだと思うと、現職としてもりつ然とすると思うのです、先輩の悲惨な姿を見たら。

私は、もうここまで国家は経済の成長を来たした、そらしていろいろな社会保障も進んできたこの時点で、十年たつたら五割になり六割になるようなダウンした待遇では、かつて公務員であった面目を保つわけにいかなくなると思うのです。一年ごとに公務員だつた面目を保つ度合いが下がつていいというわけにいかぬと思うのです。かつては総理府の局長であった平川先生が、十年後には、あなたと同じ時点でもめられた局長さんの恩給の六割しかもらつておらぬということになるとか、おれはあのときこうしておけばよかつたのうです。悔悟の情が切々と十年後には起ると思うのです。いかがでしょう。その点をひとつお答え願いたいのです。

○平川政府委員 御趣旨は私よく個人的には理解できるわけですが、年金スライドの問題は、私はやはり理論の問題だと思います。先生はどかららるる説明しておりますよな理論というものを、実際の公務員給与に当てはめまして分析したわけあります。物価から出発しておるのじやないかといふような先生の御指摘がありましたが、決してそうではなくて、公務員給与そのものを分析したわけであります。

御承知のように国家公務員の給与は、国家公務員法の六十四条规定によりまして、いわゆる民間給与との格差と生計費の変動というものを勘案いたしましてできております。これは内容的にわれわれは次のように分析したわけであります。それはまず、國家公務員の給与を二つに分けまして、片方のほうにいわゆる形式的な改善分。これは仮の名前ですが、形式的な改善分、残りを実質的な改善分といふことに分けたわけであります。その実質的な改善分は何かと言いますと、いわゆる経済成長に伴います民間賃金の反映というようなものござりますし、職務給的的なものもございます。その実質的な改善分の中から、職務給に該当する、先ほどのから申しておりましたように、現に公務に勤務をしているわけではない部分、すなわち職務の責任と義務に基づくもの、これにつきましては、四割程度をわれわれ割り出しました。それにつきましては、現に公務に従事しておるわけではございませんから、差し引く。したがつて、実質改善分の問題でござりますから、理論的な割り切つた一つの基礎といふものを持つていいかないと、いわゆる不安定性といいますか、恩給審議会でも一番問題にしておりますのは、やはり安定したスライド六割、形式的な改善分、これは全部国家公務員の給与の中から見て一二〇、二〇一〇と云ふことでございました。そして、やはり年金スライドの問題は一つの理

それでは、安定した調整とは何かといふと、やはり理論に基づくスライドだ、私はこのように考えます。現在 昭和四十四年以前までは、いわゆる政策的な判断によりまして増額改定を行なつてきましたわけでありますけれども、こういうことはやはり受給者に一番不安定感を与える。そこで恩給審議会の答申が出まして、スライドというものはこういうことでやるべきだと一つの柱ができるわけであります。やはりこういう柱に基づきました理論というものが年金受給者には最も大切ではないか、このように考えております。

その内容につきましていろいろ御批判のあることは十分承知しております。われわれといたしましても、日夜研究なり検討なりは怠つてゐるわけではございませんけれども、現在までわれわれが持つておる理論を変更するような、そういう理由はいまだ見つけ出し得ない、こういう状態になつておるわけでございます。

○受田委員 ここで法律の文句をそのままお尋ねしたいのですが、この恩給法二条ノ二に入れてある「国民ノ生活水準」とは何ですか。退職者の年金改定に「国民ノ生活水準」分がどれだけ計算されておるか、お答え願いたいと思います。

○平川政府委員 現在のスライド方式では入つております。

○受田委員 国民の生活水準はどの程度になつておると判断されておるか。恩給局の調査した実態をお示し願いたいのです。

○平川政府委員 実はこの国民の生活水準というのはいろいろのとり方があると思います。いろいろ考えられますのは、たとえば消費水準も一つの国民の生活水準かと思います。それから、総理府統計局で出しております消費支出とか、あるいは経済企画庁発表の消費水準なんかも国民の生活水準だと考えられますけれども、御承知のように、現在のスライドの調整のやり方の中には、先ほどから申し上げておりますとおり、国民の生活水準を取り入れておりませんから、どのよろなもをとるか。もしとるような場合になりましたな

らば具体的に研究いたしますけれども、われわれのほうとしましては、かつて、国家公務員の給与に関する法律、それに基づく公務員の給与の分析、こういうことを考えておりますので、具体的にはどういうものがどうであるかということについては、突っ込んだ議論はしておりません。

たってあって、現行法では、「番目が「国民ノ生
活水準」、「國家公務員ノ給与」が二番目です。三
番目が「物価其ノ他ノ諸事情ニ著シキ」ところ
なつて、物価が一番ビリに書いてある。だから、
国民生活水準というのは、G.N.P.が世界で第三位
までの上がったようなこの現状などは、これは
もう国民生活の非常に高い水準である。賃金がア
メリカの賃金と比較して、またヨーロッパの先進
国の賃金と比較して、大体アメリカの四分の一か
ら三・五分の一まで接近してきた。かつて十分の
一・九分の一というのがだんだん接近してきた。
それからヨーロッパとの関係は五分の一から四分
の一、三分の一、いまや二分の一以上にまで賃金

比較は迫つてきよる。国民生活の水準は、十年程度どん上がる趨勢ですよ。国民生活水準は、今まで上がつておる。こういう事実といふのは、ぐんぐん国民生活水準が高まつてゐる証左の一つだと私は思ひます。それから、あなたがいよいよおっしゃつたような消費者の消費水準といふものは、これは消費者物価で十分まかなくことができるわけです。消費者物価といふものが、そういうものの消費水準を示すパロメーター。ところが、国民生活の水準といふのは、高度の文化国家に、まだれでも自動車を持つようになつてきておる。どこにも冷蔵庫もあれば、カラーテレビまで備えつけるほどの余裕もある。セカンドハウスができるといふ、この国民生活水準の急速な進歩といふものにおくれをとるなどという意味だと私は思うのです。したがつて、国民生活の水準といふものを根本的に考えて、いたならば、賃金の上昇などと

いうものを中心にもの」とを検討していく必要がある。

に一番筋の通った基準だと思うのです。

たって非常に庶民に受けがいい。あなたがときに失敗をしかけても、われわれ野党でも協力するよ

うものはそういう意味の解釈でなければならぬと
私は思うのですが、どうでしようか。

○平川政府委員 先ほど私、間接的に御説明申し上げましたように、国家公務員の給与の中には、民間給与との比較、これはもう非常に大きなウエートを持っております。それから生計費の高騰。この二つが要素になっておりますから、国家公務員の給与を基準にして考へるということは、これはもう民間の賃金動態を反映させておりますから、国家公務員の給与は、民間の賃金水準、すなわち「国民ノ生活水準」というのは当然反映されておるわけでござりますから、直接的にはどうおりませんけれども、国家公務員の給与を基準にすることによって十分反映されておる、このようになります。

ように、過去千年間、急速に歐米先進国に追いついて、そしてわれわれよりもいささか上位にあつた程度の中間の諸国家を追い越しておる。そこまで来ておるわけですから、いまお話しになつた民間給与、これを基準にしておるのでから、民間給与といふのを基準にして、ずんずん比較していくれば、民間給与を基準にして国家公務員の給与がきまつておるのだから、したがつて結果論から言うならば、国家公務員の給与を基準にして退職者の年金をきめるというスライド制そのものは、これは一番筋が通ると私は思うのです。つまりこの国家公務員の給与の中には、民間給与もあれば国民生活の水準も入つておるし、それからその他の諸事情も入つておるのである。したがつて、国家公務員の給与の中には、いまここに書いてある「国民ノ生活水準」「それから物価その他、それがきまり、それを基準にして国家公務員の給与がきまつたなどということであれば、国家公務員の給与こそあらゆる問題を最も集約した、比較するの

たって非常に庶民に受けがいい。あなたがときどき

失敗をしかけても、われわれ野党でも協力するよ
うな、そういう比較的庶民に味方するいい國務大
臣であるという定評があります。そういうあなた
が在任中にこの基本路線をすかっと敷いていた
だきたい。恩給担当の國務大臣であり、いまのよ
うな交通の問題にして、その他の諸問題にして
も、あなたがみんな控えておられるわけだから。
交通違反一つやつたにしても、公務員であれば
みんな首になる。私、山口県へこの間帰つてみた
ら、交通違反、めいていして、ちょっと失敗した
といふ。それがもう即時首の措置を受けておるの
です。かわいそだだなと思った。校長で、もう二
年もしたらりっぱな退職ができるのが懲戒処分で
やめさせられておる。かわいそうです。友人のと
の四月の転任祝賀会に行つて、めいていして、
ちょっととけがをさせた。事件がなかつたらよかつ
たのですが、事実、人をけがをさせておる。そそ
いう事件で校長は懲戒処分です。そういうやうなこ
ことになって、公務員といふもの、教職員といふもの
ものはえらいな、これが民間会社だったら問題な
いんだがなといふ感じがしきりにするのです。そ
のきびしい勤務をしてやめた人が、退職して十年
たつたら、最近やめた人の半分程度まで下がる。と
いう退職者の待遇、これは変えなければならぬ。
他の公的年金も漸次改善されつつあるようであ
す。改善されつつあるが、総務長官、恩給法及び
共済組合法適用の年金を受ける方々のスライド制
をつくつておくことは、他の公的年金受給者を左
へならえで引っぱつていくのには非常にいい基準
ができると思うのです。その意味では、公的年金
の比較論からいって、まず恩給及び共済年金受
給者を、びしっと貸金スライドで基準をきめて、他
の公的年金をぐつと引き上げる。ヨーロッパとい
ふても、もう御存じのように、スウェーデンとい
ふれば、ナボレオン戦争以来百五十五年、戦争のない
ノーベル賞の平和國家、民社党政権四十五年、こ
れは私は大いに誇り得る。われわれの政権が長く
続いている。うそも隠しもない民社党政権。

いうスウェーデンは物価その他が日本と大体同じようなところであつて、現に老齢福祉年金が三十万円、大体月三万円に近い年金をお年寄りはもらつておる。税の負担等が別個かかりますけれども、それはみんな耐え抜いてお年寄りを大事にしておる。日本は今度は二千三百円が三千三百円、月に千円ほど上がって、年間を通じて三万九千六百円です。ヨーロッパの十分の一です。こういう国民年金の水準も、文明国家としてはヨーロッパの十分の一にしか達しておらない。こういうところをぐっと引き上げるためにも、この際、現職の公務員給与をスライドの基準にした退職者の年金制度というものをすかっと打ち立てておく。そうすると、他の制度がみんな右へならんでよくなれる。むしろこういう待遇をよくして老後を保障してあげるという愛情のある政治をすることが、山中総務長官としてはほんとうに快心の傑作を生むことになるので、御在任中にぜひこの公務員給与を水準として退職者の年金をきめる方向へ全力を投入する名言をお吐きいたいと私は思うのです。

○山中國務大臣　名言もいろいろあります。しかし一方、やはり物価といふものも指数として捨てるわけにいかない。これは生活の実態の問題になりますから、そななりますと、いまの計算方式を逆に公務員給与を頭に置いて計算してみたのですが、結果出てきた数字は、やはり数字の魔術で、置きかえただけ同じことになりましたので、したがって、特別にそういう措置が変化を見ていられないわけですが、現行制度の問題点は、そういうふうな、先ほどお話をあります勤務給的なものとして差し引かれている問題。したがって、國家公務員の現職給付されているもののそのものをとつて、それにスライドをしろといふ、金額と制度の問題と二通りあると思います。その金額も、

さらに、他の公的年金はあとのことである。恩給だけが先行すれば、それについてくるという話はそもそもともだと思いませんが、やはり一応、掛け金という自己負担も伴いながら給付を受けているものについて、それは別であるという考え方とするにはなかなかむずかしいござります。しかし現実は、前段に申しましたような計算方式の内容の問題は別として、ここ両三年、ことに昭和四十七年度予算編成にあたっては、ベースアップ部分は一次査定ですつぱりそのまま出る。何ら総理府と大蔵省との間に予算の議論をしないで済んだところほど、私はこれをいわゆるルール化と呼んでおりますが、そういうものは確立をいたしました。

そこで一説には、恩給はすでにスライド制が確立をしておる、他の各種年金についてこれもスライドせよという意見があることを聞いております。一方、私のほうは総理府として別途公的年金に関する制度の調査会を持つておりますが、ここでいは、国その公務員のグループ、民間のグループ、そして私学あるいは農林漁業団体の年金のグループ、さらに付随するものとして労災が、若干範囲としては異なるようではあります、が、やはり周辺の問題として議論をしなければなりませんから、この四つのグループに分けてそれぞれ問題点をいま詰めておるわけあります。しかししながら、やはり将来は、いまおっしゃったようなことは間違いない事実でありますけれども、さてスライド制の方向に行き得るかどうか、すなわち、それが、結果出でた数字は、やはり数字の魔術で、置きかえただけ同じことになりました。したがって、特によく思はれておるわけあります。しかし、私は、やはり将来は、いまおっしゃったようなことは間違いない事実でありますけれども、さてスライド制ができるかどうかの議論をしておるわけありますから、その方向での検討をしている

ばかり同額といふことについてはやはり問題があろう。しかし、それならば、現在のベースだけを基礎にして、改定のアップ率そのものは国家公務員給与そのものをとつてアップしていく。これはいたすことにより、支給は相当おくれて、その給与の実態とおくれた給付が行なわれていく、この問題点があると思います。

さらに、他の公的年金はあとのことである。恩給だけが先行すれば、それについてくるという話はそもそもともだと思いませんが、やはり一応、掛け金という自己負担も伴いながら給付を受けているものについて、それは別であるという考え方とするにはなかなかむずかしいござります。しかし現実は、前段に申しましたような計算方式の内容の問題は別として、ここ両三年、ことに昭和四十七年度予算編成にあたっては、ベースアップ部分は一次査定ですつぱりそのまま出る。何ら総理府と大蔵省との間に予算の議論をしないで済んだところほど、私はこれをいわゆるルール化と呼んでおりますが、そういうものは確立をいたしました。

そこで一説には、恩給はすでにスライド制が確立をしておる、他の各種年金についてこれもスライドせよという意見があることを聞いております。一方、私のほうは総理府として別途公的年金に関する制度の調査会を持つておりますが、ここでいは、国その公務員のグループ、民間のグループ、そして私学あるいは農林漁業団体の年金のグループ、さらに付随するものとして労災が、若干範囲としては異なるようではあります、が、やはり周辺の問題として議論をしなければなりませんから、この四つのグループに分けてそれぞれ問題点をいま詰めておるわけあります。しかし、私は、やはり将来は、いまおっしゃったようなことは間違いない事実でありますけれども、さてスライド制の方向に行き得るかどうか、すなわち、それが、結果出でた数字は、やはり数字の魔術で、置きかえただけ同じことになりました。したがって、特によく思はれておるわけあります。しかし、私は、やはり将来は、いまおっしゃったようなことは間違いない事実でありますけれども、さてスライド制ができるかどうかの議論をしておるわけありますから、その方向での検討をしている

ばかり同額といふことになりますので、ばかり端的に御答弁

できませんが、おっしゃることについては一々ご

もつともござります。したがって、それらは今

後とも検討を続けてまいりますとい

う一応の答弁にとどめておきたいと思います。

○愛田委員 平川局長さん

あなたも公務員とし

て非常に試実な方ですよ。交通安全対策室長をな

さつて、国会の委員会でも御一緒でしたし、こう

して恩給局で精魂を打ち込んでおられるることは非

常にありがたく思います。事務当局として立案さ

れる場合の非常な御苦労があろうと思うのです

が、率直にお聞きするのですけれども、現職公

務員と退職者の恩給、年金とをスライド制によつ

て比較して待遇するというようになつたときに予

算がどれだけよいかかるか、一応調査されたこ

とはいかないかと思うのです。つまり現職の公務員の

給与を基準にして退職者の恩給、年金とをスライド

して恩給するという場合には、現在の

給与がこれだけあって、それにプラス幾ら、

恩給額はこれだけであつて、それをどういなかるか

といふのが、どういなかるか、一応調査されたこ

とはいかないかと思うのです。つまり現職の公務員の

給与を基準にして退職者の恩給、年金とをスライド

して恩給するという場合には、現在の

給与がこれだけあって、それをどういなかるか

といふのが、どういなかるか、一応調査されたこ

とはいかないかと思うのです。つまり現職の公務員の

給与を基準にして退職者の恩給、年金とをスライ

年アップ分の一割ずつを積み残しておる、こういうことに考えていただいて間違いないと思います。そうしますと、複利計算はあるかもわかりませんが、十年たって一回分分のベースアップ分、つまり毎年一〇%ずつと一応仮定いたしますと、九%ずつアップいたしておりますから、一%ずつ残しておる。十年たちますと一〇%になりますから、もし先生のようなお考えであれば、十年目に一回分を補てんする、こういう概括的な答弁で御了承願いたいと思います。

○受田委員 つまり退職者のほうは一割ずつ積み残しが出る。それが十年たつと十割積み残しになる。一回分積み残しになる。それでその分を十年たって補いをつける。補いが現についてないわけですね。格差は正という問題がそこで出てくるわけです。つまり、いま申し上げたような、十年たつと、かつての退職者が現職におったとしたらここにいるという号俸のところと比較すると、五割から六割になつてきておるわけですね、現実に。それが一割の積み残しの累積ということになると、なるはずですが、それにしては数字の上で積み残しが多過ぎるのじゃないかと思うのですが、どうですか。

○平川政府委員 確かに先生御指摘のとおりでございまして、現在の格差がその一割積み残し分だけで済むかどうか、これは私は全然問題が別だと思ひます。そうじゃなくて、現在の恩給額が現在退職する人と昔退職した人と格差がある。この格差の問題は実は別の問題なんですね。これは私のほうで若干統計をとりましたところ、たとえば昭和二十三年以前の人と、それ以後の二年区切りぐらいで恩給金額の平均額を出してみたわけです。そうすると確かに、あとに来れば来るほど恩給額は高くなつておる。ところがよく内容を調べてみると、在職年がやはり大体二年ずつ延びておるわけです。昔は二十年ぐらいの勤務年数だったものが、昭和三十五年ぐらいになりますと二十六、七年になつておる。したがいまして、在職年

といふものがやはり相当に影響しているのではないかということが第一点。

第二点の問題は給与制度の改正であります。たとえば、ある局のある課の筆頭補佐が、昔は三等級で格づけされておった。ところが最近は格づけは正によってたいてい二等級に昇格されておる。同じ在職年同じボストでやめましても、二等級と三等級ではうんと違う。したがいまして、前にやめた人から見ると、同じボストで同じ在職年でやめたにもかかわらず、しかも同じ恩給のベースに乗つておるものですから、一割分の積み残し以上に違う分はいま申し上げましたように給与制度。これは賃金ドリフトと言いますけれども、そういう給与制度の改正に伴うものと、もう一つ在職年がやはり延びておるということ、この二つの点が大きな要素になつておる。このように私は考えます。

○受田委員 それを是正するための格差は正が必要になると私は思うのです。つまり私がお尋ねしておるのは、今度一方で現役の公務員給与にスライドして退職者の年金額をきめる制度をつくれ、これが一つ。もう一つは、過去にやめた人の格差を是正せよ。つまりこの格差は正の中に私は二つの要望があるわけです。この格差は正の中に、いま局長さんのおっしゃつた問題が入つておるわけなんです。かつて本省の課長である人がやめた時点とまとでは、同じ現行制度のもとにおいても、二等級どまりだといふのが二等級まで行ける、課長補佐にしても。そういう特別昇格制度などが認められて二等級になつてくるというような場合に、その制度の変遷があるじゃないか。それからもっとあります。そうじやなくて、現在の恩給額が現在のところでは、まださらくに戦前においては、今までこそ教職員の俸給表は、学校長なると十六万、十七万円と、大体本省の課長クラスの給与、農林省の部長クラスの給与をもつておるけれども、昔は判任官待遇。警察官も判任官待遇であったようですが、判任官での待遇で、現行

に置かれておった。教育者や警察官は著しく低水準としてもっと優遇しなければならぬ。この初等学校の教師や警察官を冷遇したという歴史の禍根がいま日本に残つておる。そういう意味からも、現在の時点における過去の退職者の格差、つまり古く同じ在職年同じボストでやめましても、二等級と三等級ではうんと違う。したがいまして、前にやめた人から見ると、同じボストで同じ在職年でやめたにもかかわらず、しかも同じ恩給のベースに乗つておるものですから、一割分の積み残し以上に違う分はいま申し上げましたように給与制度。これは賃金ドリフトと言いますけれども、そういう給与制度の改正に伴うものと、もう一つ在職年がやはり延びておるということ、この二つの点が大きな要素になつておる。このように私は考えます。

とえば、ある局のある課の筆頭補佐が、昔は三等級で格づけされておった。ところが最近は格づけは正によってたいてい二等級に昇格されておる。同じ在職年同じボストでやめましても、二等級と三等級ではうんと違う。したがいまして、前にやめた人から見ると、同じボストで同じ在職年でやめたにもかかわらず、しかも同じ恩給のベースに乗つておるものですから、一割分の積み残し以上に違う分はいま申し上げましたように給与制度。これは賃金ドリフトと言いますけれども、そういう給与制度の改正に伴うものと、もう一つ在職年がやはり延びておるということ、この二つの点が大きな要素になつておる。このように私は考えます。

とつても、途中で何回か特別調整をやつて、その上に違う分はいま申し上げましたように給与制度。これは賃金ドリフトと言いますけれども、それが、現在見ると、なお私自身が調査したところによつても、大体、戦前の大校長といわれて、府県第一級の校長であつたような者が、三十万円から三十五、六万円どまりです。そういうような低い水準にある。現在に比べて大体二・五分の一から三分の一といふような比較にしかなつておらぬといふような事情です。これはもう余命幾ばくもない方にはなはだ氣の毒だ。いま国会議員のお互いの恩師などに、そういう地位の人があるのですが、よい。まじめな人です。それは社会的には信用があるわけです。この格差は正の中に、いま局長さんのおっしゃつた問題が入つておるわけなんです。かつて本省の課長である人がやめた時点とまとでは、同じ現行制度のもとにおいても、二等級どまりだといふのが二等級まで行ける、課長補佐にしても。そういう特別昇格制度などが認められて二等級になつてくるというような場合に、その制度の変遷があるじゃないか。それからもっとあります。そうじやなくて、現在の恩給額が現在のところでは、まださらくに戦前においては、今までこそ教職員の俸給表は、学校長なると十六万、十七万円と、大体本省の課長クラスの給与、農林省の部長クラスの給与をもつておるけれども、昔は判任官待遇。警察官も判任官待遇であったようですが、判任官での待遇で、現行

を考えると、戦前は教育者や警察官は著しく低水準に置かれておった。教育者や警察官を日本の国家としてもっと優遇しなければならぬ。この初等学校の教師や警察官を冷遇したという歴史の禍根がいま日本に残つておる。そういう意味からも、現在の時点における過去の退職者の格差、つまり古い制度の冷遇からくる低額の年金額を、現在のボストと比較しながらできるだけこれに近づける努力をやらなければいかぬ。

したがつて、二十三年六月以前の退職に例をとつても、途中で何回か特別調整をやつて、その上に違う分はいま申し上げましたように給与制度。これは賃金ドリフトと言いますけれども、それが、現在見ると、なお私自身が調査したところによつても、大体、戦前の大校長といわれて、府県第一級の校長であつたような者が、三十万円から三十五、六万円どまりです。そういうような低い水準にある。現在に比べて大体二・五分の一から三分の一といふような比較にしかなつておらぬといふような事情です。これはもう余命幾ばくもない方にはなはだ氣の毒だ。いま国会議員のお互いの恩師などに、そういう地位の人があるのですが、よい。まじめな人です。それは社会的には信用があるわけです。この格差は正の中に、いま局長さんのおっしゃつた問題が入つておるわけなんです。かつて本省の課長である人がやめた時点とまとでは、同じ現行制度のもとにおいても、二等級どまりだといふのが二等級まで行ける、課長補佐にしても。そういう特別昇格制度などが認められて二等級になつてくるというような場合に、その制度の変遷があるじゃないか。それからもっとあります。そうじやなくて、現在の恩給額が現在のところでは、まださらくに戦前においては、今までこそ教職員の俸給表は、学校長なると十六万、十七万円と、大体本省の課長クラスの給与、農林省の部長クラスの給与をもつておるけれども、昔は判任官待遇。警察官も判任官待遇であったようですが、判任官での待遇で、現行

れません。それに対する反駁はできないかもしれません。しかし、それだけの原因なのかどうか検討する、そういう余地はあるかもしれないといふように実はわれわれは考へておるわけです。私は事務当局でございますので、これ以上の答弁はできませんが、この前の鬼木先生の応答の中でも、うちの大臣が、年次別格差については資料であつてできるだけ検討し研究をしたい、こういうことと言つておられますので、われわれといたしましては、単に観念的な理論でもつてすべてを押し通すということではございません。要するに、日夜検討し研究するのはわれわれ事務当局の任務でございますから、そういう意味において真剣に検討なり研究はしていきたいと思いますが、はたしてどうなりますか、その点につきましてはいまから予測することはできないと思いますが、そういうつもりでやつていきたい、このように考えております。

○受田委員 年とともに年金額が現職に比較して

低下していく人々の格差というものをどこで食いとめるか。十年目にこれを整理すればいいじゃないかというお話をありました。が、そういうことを言つてあると人が死んでしまうのです。待望の処遇改善の日を待たずしてこの世を去つていかれる。したがつて私は忍びがたいものを感じる。しかしながら段階を私は招きたかったのです。ところが、現実のその一部の積み残しは依然として残つています。

大臣、いま席をはずした間における質疑応答の

内容は、いま恩給局長から御報告されたとおりです。そういうわけですから、大臣、御理解願つた

と思いますので、質問を続行します。

ちょっと厚生省に連絡質問さしてもらいます

が、中村局長さん、この恩給法と表裏一体の戦傷病者戦没者遺族等援護法という法律があります。

昭和二十七年四月三十日にスタートしている。私も当時この戦傷病者戦没者遺族等援護法を担当し

て、当時の吉武恵市厚生大臣と大いに論議させてもらつて、この法律の適用をできるだけ拡大する

ことを要求申し上げておったのだが、この援護法

も漸次途中からその対象になるものが取り入れられ、恩給法で救えない人を援護法で大量に救つ

てもらつております。ただこれは、恩給法に入れたらいいか、援護法に入れたらいいかといふ比較

論の問題も起つて、私としては、恩給法で救つてあげるほうがいい、援護法で救うよりも、たとえ公務扶助料としても、援護法は途中で一ぺん

ほど同じ額に直したことがあるが、その後わざかだけれども差をつけてきた、そういうようなこと

と。それから、これをもらう立場の方が、援護でなくて国家補償の強烈な線といえば恩給法のほう

がいい。援護法にも「國家補償の精神に基き」と書いてあるが、精神ではないのだ。國家補償

に基づきでなければいけないという意味から、恩

給法のほうへ持つてきたいという熱意があつた

わけです。だから、この戦傷病者戦没者遺族等援護法の第一条にうたつてある「國家補償の精神に基き」という意味で、その精神をもとにしてやら

れられたのであっても、なおそれであきたらないで、恩給法の適用にしてくれという対象者の訴えが続

いてきたわけです。

けれども、この援護法は非常に進歩してまいり

まして、われわれが毎年要望をしてきた処遇漏れの皆さんに対して累次これを取り入れて、ことし

はこの法律の改正案を拝見しますと大幅に処遇が

現実の一割の積み残しは依然として残つてい

る。

大臣、いま席をはずした間における質疑応答の

内容は、いま恩給局長から御報告されたとおりです。そういうわけですから、大臣、御理解願つた

と思いますので、質問を続行します。

しかし、恩給法上の公務扶助料と遺族年金とが完全に一本になるということ、多少でも差がある

ということについての厚生省の見解を伺いたい。

一時に同額にしたときがある。それからまた、わずかながら離れたことがある。わずかというこ

とで、これは一本にしてはどうかという要望を練り返してきた私としては、今度の改正に対する局

長さんの御見解をただしたいと思います。

○中村(一)政府委員 兵の公務扶助料を援護法の

遺族年金と全く同一にすることは、私どもも希望いたしております。そこで、本年度の援護法の法律案を

いたしておるところでござります。今国会の本内閣委員会におきましても、先生からしばしばその

点につきまして御指摘を受けたことも承知いたしております。それで、本年度の援護法の法律案を

ごらんのとおり、確かに百円未満の差はございま

すけれども、百円未満の端数は整理しましたとい

うことござりますので、ほぼ公務扶助料と同じ

が、遺族年金から公務扶助料へ切り替えられない

が、それは差があるということではござります

けれども、そういうことで、私どもといたしましては、格差の是正につとめてきておるものと考え

ております。次第であります。

○受田委員 この援護法に基づく年金という手も

も、公務扶助料の年金額と性格的には、国家に生

命をささげた方の遺族に対する給付金でございま

すから、これは完全同額が原則ですね。これは完

全に同額であるべきです。厚生省の過去のいろいろの御方針として、非常に愛情を持った措置をし

てくださつて、ワクをだんだん広げて、問題に

なつた分は大体取り入れてきただいでいると

思ひますけれども、公務扶助料を二十四万円に

引き上げられた機会に遺族年金の率もそれに持つていて

いたけれども、この援護法は非常に進歩してまいり

まして、われわれが毎年要望をしてきた処遇漏れ

の皆さんに対して累次これを取り入れて、ことし

はこの法律の改正案を拝見しますと大幅に処遇が

現実の一割の積み残しは依然として残つてい

る。

大臣、いま席をはずした間における質疑応答の

内容は、いま恩給局長から御報告されたとおりです。そういうわけですから、大臣、御理解願つた

と思いますので、質問を続行します。

しかし、恩給法上の公務扶助料と遺族年金とが完

全に一本になるということ、多少でも差がある

ということについての厚生省の見解を伺いたい。

一時に同額にしたときがある。それからまた、わずかながら離れたことがある。わずかというこ

とで、これは一本にしてはどうかという要望を練

り返してきた私としては、今度の改正に対する局

長さんの御見解をただしたいと思います。

○中村(一)政府委員 兵の公務扶助料を援護法の

遺族年金と全く同一にすることは、私どもも希望

いたしております。そこで、本年度の援護法の法律案を

ごらんのとおり、確かに百円未満の差はございま

すけれども、百円未満の端数は整理しましたとい

うことござりますので、ほぼ公務扶助料と同じ

が、遺族年金から公務扶助料へ切り替えられない

が、それは差があるということではござります

けれども、そういうことで、私どもといたしましては、格差の是正につとめてきておるものと考え

ております。次第であります。

○受田委員 四十四年の質問のときにそういふ方

に向に行くといふお話をありますから、ちょっとそれを御答弁願いたいのです。

ただ、ここで問題は、公務扶助料であつたら階級別に処遇がされたわけだが、遺族年金のほう

は、たとえどのような高い階級の者といふとも全

部一律に同額であるというところに一つある。し

たがつて、同額である分を階級別に処遇していこ

うとするならば、恩給法の適用へ切りかえなければならぬというわけになると思うのです。百円未

満というところまで圧縮されたわけでございます。

ただ、その御努力のあとは、この法案を拝見して、

払うわけですが、現実にもう一つ、遺族年金

の中に、恩給法の適用を受けたらその階級によ

る処遇改善が可能であるというようないふは——こ

れはちょっと、予告しない突然のことございま

すけれども、差をつけてきた、そういうようなこと

と。それから、これをもらら立場の方が、援護で

なくて国家補償の強烈な線といえば恩給法のほ

うど同じ額に直したことがあるが、その後わざか

だけれども差をつけてきた、そういうようなこと

と。それから、これをもらら立場の方が、援護で

なくて国家補償の強烈な線といえば恩給法のほ

うど同じ額に直したことがあるが、その後わざか

まして、私どものほうで言えば、母親がもらつた遺族年金あるいは弔慰金というものは、本来であればもちろん権利のないものにならうことになるわけでございますけれども、また援護法では、それは返還をすべきであるわけでございますが、一方また援護法では返還免除の規定もございますので、母親がもらつたところの遺族年金につきまして、弔慰金を返せということはやらない、免除する、こういう措置をいたしております。

○受田委員 それから、未帰還者が復員で帰ってきたわけですが、十九年から四十七年までの間、二十八年間のいまのような遺族年金の支給、それ

から公務扶助料に切りかえて支給。そういうものをされた以外に、最初は未復員者給与法、引き続き未帰還者給与法の恩典によつて、留守家族に対する年金額というものが支給されなければならなかつた期間がある。現実には二十八年間ある。二十八年間のうちで、いまの公務扶助料と遺族年金を支給した金額を差し引いた残りの未帰還者に対する手当を全部支給したのかどうか、それをお答え願いたい。

○中村(一)政府委員 支給いたしております。

○受田委員 合計幾ら支給したのですか。

○中村(一)政府委員 合計といたしましては給与額が、ただいまの場合におきまして、伍長と軍曹

であり、途中で軍曹に昇進いたしておりますが、私が、いまこへ資料を持ってきておりませんので、金額は判然といたしませんが、本人の未支給の給与、それから母親に対しますところの帰還手当等を見ますと、未支給給与金が三万九千円程度。それから帰還手当が、これは法律に基づくものではありませんが、一万円、こういうふうになつております。

○受田委員 ところが、おかあさんがなくなってしまったけれども、未帰還者であることは間違いない。現実に未帰還者だったんです。したがつて、おかあさんがなくなっているならば、留守家族手当といふものは、留守家族がおらぬから支給をしない計算にしたのか。そういう点、はつきりし

なればいかぬのです。こういうものは法律の適用をきちよめんにしなければいかぬのです。つまり、留守家族援護法、未帰還者の援護法の中に規定する留守家族手当が、本人がいなくなつた、つまりおかあさんが死んだ後の手当は、未復員者であるがゆえに、本人が戻つたら支給しなければいかぬでしよう。

○中村(一)政府委員 先ほど答弁間違つておつた点がござりますが、未帰還者給与法に基づくところの給与と申しますのは、本人が昭和十九年に死亡したことになつておりますので、したがいまして、未帰還者じやない、死者、戦没者でございまますから、したがつて未帰還者給与のほうは母親には行つております。したがいまして、未支給金につきましては、例の未帰還者に関する給与の支給法の最終期まで計算いたしますと、これは途

中で打ち切られまして、あとは御承知のとおり留守家族のほうに出すことになりましたから、したがいまして、法律上本人が支給を受けます期間まで計算いたしますと、先ほど申しました三万九千円余りが本人に対する未支給金として支給され

る、こういうふうになるわけでございます。

○受田委員 この法律の適用は厳重にやつていただかないとならぬ。その根拠法がある場合には、その根拠法に従つてやらなければいかぬ。とにかく十九年に一応戦死者の扱いを受けたから、その

うは遺族としての待遇で、恩給法上及び援護法上生きておつたのです。生きておつた場合は、未帰還者でなければいかぬと思うのです。未帰還者

がいまさらいらつしやいます。それで横井さんの場合におきましては、昭和二十七年に遺族年金、二十八年から公務扶助料というものが遺族の方に行つておりますので、したがいまして、留守手当

といふものは併給にならない。死んでおるわけではありますから、したがつて支給にならない、こういうことになるわけでございます。

○受田委員 未帰還者留守家族等援護法の中に、現実に帰つてきた場合、それから留守家族がいないう場合、そういう場合はひとつ普通恩給で兵

の場合は九万円くらいですか。

○中村(一)政府委員 十三万何ぼです。軍曹でござりますから、横井さんの場合は

なればいかぬのです。こういうものは法律の適用をきちよめんにしなければいかぬのです。つ

まり、留守家族援護法、未帰還者の援護法の中に規定する留守家族手当が、本人がいなくなつた、つまりおかあさんが死んだ後の手当は、未復員者であるがゆえに、本人が戻つたら支給しなければいかぬでしよう。

○中村(一)政府委員 冒頭申し上げましたとおり、その期間は彼は陸軍軍人として在職したとい

うことでございますので、この期間は、恩給法

上、長い年月が計算の基礎となつて彼の現在の普

通恩給の裁定となつた、こういうことでございま

す。

○受田委員 恩給という問題でなくして、本人が現に未帰還者なんだから、現実に生きておるわけですからね。いまでも中共やソ連にいる人が戻つた場合、中共で軍人になった人が戻つたような場合に、現実に普通恩給以上の労苦をしておる場合に、生き残つて今日まで苦労した者に対する特

例を、この時点で生存して戻つた場合、普通

恩給というかつこうでなくして、本人の給料に相

当する、軍曹の現職の給料に相当するようなもの

を支給するという必要はないかどうかです。どう

も私、普通恩給で月一万円で本人を計算して処遇

していくというのは、あまりにもかわいそうです

ね。

○中村(一)政府委員 確かに、横井さんの今度の

ケースについて考えますと、援護法あるいはその他の援護関係の法令におきまして全く予想しない

よろな事態でございますので、あるいは、今度の

横井さんの場合、ぴたりとするといった処置が法

令上不十分であるという点は私も考

えます。ただ、先ほど先生御指摘になりました留守

家族手当という形において、現在は支給を受ける

者が幾らかいらっしゃいます。それで横井さんの

場合におきましては、昭和二十七年に遺族年金、

二十八年から公務扶助料というものが遺族の方に

行つておりますので、したがいまして、留守手当

といふものは併給にならない。死んでおるわけ

ではありますから、したがつて支給にならない、こ

ういうことになるわけでございます。

○受田委員 厚生省でいま検討しておられるそ

ですが、私、希望を申し上げておきますが、扶助

料も、なくなつたあとで留守家族手当も支給され

ない、しかし本人は生存して未復員者である、外

地で苦労しながら生きびて帰つた場合に、普通

恩給の低い給与。普通恩給だから、三十三年ごろ

にはお話をしならぬ低い金額で、そのときどきで低い金額が出るわけです。だから生存した軍人は、未帰還者である生存の政府職員がこちらでもらう給与に近いものをもらつて復員したという形にしてあげないと、現実に生きて帰ってきた場合には、やめたわけじゃない、現役でおるわけですか。復員は二月一日とおっしゃつたでしよう。復員まで現役でしよう。現役に普通恩給を出す筋はない。現役なら本俸をあげなければいかぬ。あたりまえの軍曹の給料をあげなければならぬ。法律の根拠はそこにちょっと問題がある。私もこの未帰還者の特別援護法に非常に欠陥があることを今度感じたわけで、これは現役で戻った横井さんには現役の給料をあげるべきだった。検討されるそですが、私は、ただ一人であつても、一人を救うために、一人のために法律をつくるべきだと思うのです。この点を御検討願つて、追加して払つてあげればいいのですから、御検討されておることを期待しておきます。

どうもお疲れの趣に拝するわけですが、一時を過ぎてきたからあまり無理を申し上げぬようになりますが、障害年金のことがあるので、ちょっと一緒に待ち願つて、今度は傷病年金、恩給といふことをちょっと伺いたいのです。

今般の法改正で一応規定されている傷病者と公務扶助料の関係ですが、この間、鬼木委員の質問に局長お答えになられた公務扶助料二十四万円と、それから一項症の増加恩給を百四万円にする根拠を、二つの線からお示しになりました。

その二つの線の中の一つ、昭和二十九年当時の恩給法改正の時点における支給金額を根拠にした比較論、これはなかなかおもしろい比較論だと思ふ。なくなつた英靈に九倍のお手当を差しあげた。傷病恩給のほうでも八・九七倍すべきだ、この理屈のほうが比較検討する上に非常に筋が通る。なくなつた英靈に九倍のお手当を差しあげた。そうなれば、生きた旧軍人の傷病の身となつた方にも九倍上げよう、これは理路整然です。そのほうで私は一応うなづくのですが、しかし

ここで一つ問題が残っている。つまり、恩給審議会の答申にも書いてある中で、依然として未処理のものがある。それは、普通恩給を受けておる傷病年金の受給者が、傷病年金分を二割五分ほど減額措置されている。この問題です。この問題は、増加恩給をもらっている人よりも一歎症のほうの人が支給金額が高くなるからやめるんだというお話をございましたが、これはこの前も私ちよつと質問申し上げて、時間のためにそれ以上お詫ねしない今までほうってあって、すまぬことをしたと思うのでありますけれども、恩給局も御調査をされておると思うのであります。私は、二割五分減額されるこの普通恩給の受給者で傷病年金をもらつた人々は、普通恩給がこれはもともと本家です。つまり普通恩給をもらつほど長い勤務者である。長期に勤務したから普通恩給をもらつた皆さんですが、項症にはならぬが、歎症程度の障害を受けたといふのでございますから、根っこは普通恩給をもらつ立場である、それが傷病年金をもらつておるというのであって、傷病年金をもらつて普通恩給が併給されているのではなくして、普通恩給をもらつておる人が傷病年金を併給されている。もう一方のほうは、増加恩給をもらつた人には普通恩給が併給されるのでありますから、これは増加恩給が本家だ、それから普通恩給が新宅だ、こうなる。ところが、いまの傷病年金のほうは、普通恩給をもらつておる長期勤務者ですから、これは傷病年金のほうが新宅になつておる。そういう関係に私はなると思うのです。

○平川政府委員　先生も御承知のように、程度の低い一款症の傷病年金の額が、傷病の程度の高い七項症の額よりも高くてあるわけであります。これは戦時からできておる制度であります。この制度の由来は、増加恩給七項症には必ず普通恩給が併給されるわけであります。したがいまして、傷病年金で普通恩給を併給されない人よりも、七項症の額が低いけれども、必ず普通恩給が併給されますから高くなる。したがつて問題がないわけであります。要するに、程度の低い一款症の額を七項症より上げたということは、これはきめのこまかい方法でございますが、普通恩給を持つていない傷病年金受給者を優遇したといふことになるわけであります。

そこまでは問題がないわけでありますが、実はその第一款症の傷病年金を受けた方、これはいま先生申されましたけれども、たとえ従軍しまして一日目に障害を受けましたとしても、増加恩給なり、あるいは程度によっては傷病年金になるわけでありますから、年限には関係ないわけであります。その第一款症を受けている方がたまたま三年以上の在職年がありますと、戦地でありますと普通恩給がつくわけであります。普通恩給がついたわけでありますけれども、そのときに、われわれといたしましては、恩給審議会の答申は実は二つに分かれておりまして、普通恩給を併給されている者につきましてはこの減額制度を廃止しなくてもいいんだという考え方でございます。ところが、加算恩給を併給されている方については二割五分の減額を考慮すべきであるということで書いてあるのであります。したがいまして、われわれとしては、方法を二つのうちどちらかをとらざるを得なかつたわけであります。

一つは、いま先生の言われましたように、二割五分のほうを緩和するか、あるいは併給されておる普通恩給のほうを増額するか、この二つの方法を実は考えてみたわけであります。二割五分の傷病年金を減額する方法で調整をとりますと、非常に技術的にむずかしくなるわけであります。と

いうのは、在職年によりましていろいろ階級別に減額率を変えなければならぬといふ非常にむずかしい問題が生じたわけであります。結局、これは戦前の制度に戻つたわけではありますけれども、病年金の額を二割五分減額するということは、これは先ほど申し上げましたように、戦前からの制度でございます。それで、加算恩給受給者に対する計算になつておつたわけであります。それで、傷病年金をもうら以外の人は十二年満額にしていいなどということになつているのがどうかを聞く

○受田委員 それはちょっと方向転換した御答弁と思うわけなんですがね。普通恩給を満額支給したんだ、十二年で足らぬで普通恩給を満額にしたんだといふお説は、これは傷痍軍人の歎症の皆さんだけにしたのですか。ほかの軍人にはしていないのですか。つまり、傷病年金受給者を対象にして、傷病年金をもうら以外の人は十二年満額にしていいなどということになつているのがどうかを聞く

○平川政府委員 四十四年度改正止するまでは、七十歳以上の老齢者と妻子だけございました。それには限定しておりました。したがつて、傷病年金受給者に対してはやつていなかつたものを、そ

○受田委員　結局、七十歳になつたらみなもつらうのですよ。傷病年金をもらつて人でなくともみなもらうわけです。だから、傷病年金をもらつような人は、大体もう六十、七十、八〇といふ年齢になつていきつたるんで、つまり、傷病年金をもらつう人だけが恩典に浴するといふ制度ではない。七十歳以上の人ももらつておる。そういうことであるから、それに恩を着せるのはちょっと私は問題だと思うのですね。

申も出でているが、この辯はいいといふ分は取り上げていかにやいけぬと思うのです。それで、いまの答申の中にあつた、普通恩給のほうが満額になつた者は傷病年金の二割五分を差し引いてもいといふ答申ではないと思うのですよ。答申はそんなことを書いていないと思うのです。だから、その点は、答申には、普通恩給をもらつておる者はと書いてあるんだから、それは普通恩給のほうで多少年齢が高い人と同じ措置をしたからといって、七十歳以上の方の分は同じになつてしまふから同じですよ。七十歳以上の方はあつとも恩典がないわけなんです。そういう意味からいつたら、そのほうの恩典とこれを結びつける考え方は、方に向転換になると私は申し上げているわけなんですが、私は根つこが違うのですから、恩給の十二年未満を満額にされたのはいい措置だと思うのです。これは傷病年金を受給される皆さんには、そのくらいのことをして差し上げてい。それは、七十歳以上である、そういう方をされないとい。いいけれども、それによつて二割五分の減額とその十二年満額にしたのと、金額の差はどういふらになりますか。

○平川政府委員 先生の言われた趣旨の資料は現
在手元にございませんが、この問題につきまして

は、塵はちくわても研究しておるわけで、こゝへま

は、実はわれわれも研究しておるわけでございま
すが、もしここで第一款症の傷病年金の額を二割
五分減額しないでどういう方法があるか、こうい
うことで検討いたしたわけでございますが、そうち
しますと、現在、今度上がる額が、第一款症の金
額では年額二十六万円になります。第七項症の金
額が二十万八千円でございまして、これに九万四
千円の普通恩給が必要併給されますから、これを
加えますと三十万二千五百円ぐらいになります。

極端な話ですけれども、三十年の年金を持つてゐる場合の話をしているわけではないわけでありまして、やはり同額の普通恩給を給付された場合において、總体の処遇が第七項症よりも第一款症が大きくなるということはどうしても恩給法上困るという制度のもとに、戦前においてこういう制度がとられたわけでございます。したがいまして、普通恩給を給せられない傷病年金受給者ができるだけ処遇したいという、きめのこまかい措置がこ

うなつたのであろう、私はそのように考えておる
わけでござります。

しる者の傷病年金分の支給額は、二十万一千円をもらっているのが現実です。つまり、傷病年金をもらっている人で、公務員として再就職した場合の傷病年金分は、これも昭和三十何年でしたか、大蔵省と私は大いに論戦して、その分を支給されると無理に答弁をしてもらって、それは実際に答弁をしてもらつて、それは支給されたことになつた。その支給された金額は、傷病年金をまるまる私はもらつていると思う。いかがでしょう。

○平川政府委員 先生の御指摘のとおりでござりますが、これは現に、普通恩給は併給されていいわけでございます。

○受田委員 普通恩給は併給されているはずはない

い。現に公務員になつておるのでから、普通恩給を支給してはいけないはずだ。したがつて、傷病年金給が二十八万一千円、明確な手当を、傷病年金をもららう。現に公務員で再就職をしている場合は、二十八万一千円、傷病年金をまるまるもらつ

ているのです。減額措置をするのなら、再就職をした人にもその減額措置がされてしかるべきであるが、傷病軍人が公務員になつたら、まるまる二十八万一千円を支給されておるというこの現実は無視できない。したがつて、これとの比較論か

ら、普通恩給をもらっておれば二十八万一千円から二割五分引かれるが、公務員に再就職するとま

るまる出る、こういうような片手落ちは、法制上
許されないことだと思うのです。

そこで、私これを是正する方法としては、いまの七項症の増加恩給をもらう方々の支給額を二十八万一千円以上にする。そうすると、今度五項症、六項症との間差の問題が起ころ。その間差の問題は、昭和八年の大改正のあの当時の基準で間差をきめていけばいい。そういう意味で、第七項症を第一款症の傷病年金のたとえ千円でも上に置

いておく。そしてその間差を昭和八年の基準に
帰つて、項別に五項症、六項症との間差をあら
していく。こういう扱いをされる教養策が私はある
と思うのです。もうこのあたりで、減額してはな
らぬ、しないでくれと書いてある答申。一つだけ
こしづまつこする。

それが死んでおる
それから、第七項症の増加恩給を二十八万一千円以上に引き上げることによってどれだけの予算が必要のか。七項症以上を手直しすることによって、予算の問題もあわせて御研究されておると思うのです。つまり、間差を直す場合に、どうしたらいいかを一応予算の数字の上でも研究されておると思う。現実に支給されている金額の一割五分を減らすというような措置は、これは非常に私は酷だと思うのです。本人にしては、普通恩給は手直して十二年未満満額にしてもらつたにしても、それは七十になつたらだれでももらえるのだと。当然もちろんのが、二割五分、年金部分のほうでもがれておるということをなくするために、は、増加恩給を引き上げる。つまり増加恩給をもらう人の優遇措置を講ずることによってこの問題は解決つくと思うのです。

○平川政府委員 結論を言われたような感じがいたしますけれども、現在の間差を動かすといふことは、私どもでは相当慎重に検討しなければならないと考えます。御承知のように、この制度は、申し上げましたように、むしろ普通恩給を併給

されていない傷病年金受給者を優遇するための措置でありまして、より正確に申し上げますと、む

ろ併給された場合における第一款症の金額を掲げておきます。併給されない傷病年金の額を別に備考として掲げておいてもよかつたのではないかという感じもいたしますが、要するに制度的には、私が申し上げました考え方には偏りはないわけですが、さしあたり、普通恩給を併給されない傷病年金受給者を優遇する措置でありまして、併給される場合におきましては減額する。というのは、あくまでも間差というものをやはり妥当なものといたしまして、前提としてやるわけでありますから、しかも恩給審議会の答申にもはつきり書いてございますように、傷病の程度の重い第七項症の増加恩給受給者の恩給額を、傷病年金を併給される普通恩給受給者に対して給付することは適当でないということはつきり言っております。しかも、こうしたことと踏まえますと、御趣旨はよく私も理解はできますけれども、いま申し上げましたように、われわれといたしましても、普通恩給の減算率を撤廃するという、最も戦前の制度に近い制度でこれを回復したということでござります。

行なわないようになればいいんだという答申です。したがつて七項症を上げることですが、これが解決するのです。ただ、七項症をぐっと上げると、今度は六項症や五項症の間差が問題になるから、それはさつき申し上げた昭和八年基準では是正されたらしかるべきだということですから、これは山中長官、私、恩給局長も非常に苦労していることとよくわかるのですが、この問題で、答申に、減額制をとらないにこしたことではない、しかし現実に七項症より上回らぬようにしなさいよと御注意してある。そのためには、第七項症を上げることですべてが解決する、こう思います。御検討をおかけませんかどうか。

○中山國務大臣 きわめてむずかしい問題ですか
ら、もう一ぺん局長から答弁いたします。

○平川政府委員 先生が言われましたように、七項症を六項症を上回らない程度で上げればいいではないか、こういう御意見ではないかと思います。しかし、それはやはり間差というのがございまして、これをどうするかということは、もうきわめて慎重な検討を要しますし、時間的にも長期的な検討を要すると思います。したがいまして、われわれといたしましては、現在の段階におきましては、この答申案を読んでいただきましてもわからりますように、前段に「普通恩給を併給される者の傷病年金の減額制は」と書いてございますが、私のほうはやはり、十二年分の普通恩給を結した者は、この「普通恩給を併給される者の傷病年金の減額制」という前段の部分に入るというように理解しているのであります。後半の「しかしながら」以下は、加算減算率を適用するという前提に立つておるわけです。そこで、われわれのほうといたしましては、実は恩給審議会の趣旨をくみまして、その点をくんで、そういうような、いままでもやらなかつたような措置を普通恩給の面において講じたということをございます。

○受田委員 「しかしながら、加算恩給を併給されている者の傷病年金については、第七項症の増加恩給受給者の恩給額との均衡を考慮して、この

減額を行なわないか」とあるのですが、行なわなければ、つまら行なう。それから「または緩和することが適当である」、行なわないで済めばならないんだと後段に書いてあるのです。したがって、この「しかしながら」のところを取り上げてみれば、いまわれわれは、こういう答申のとき皆さんのはうに有利なほうを解釈すべきだ。この占解釈をとつて、不利なほうをとつてはいかぬのです。「しかしながら」以下の後段で減額措置をとらないで済めばそろそろと書いてあるのです。これはそこを考えられて、いま間差の問題、六項症と五項症のほうにしわ寄せが来ますから、そのしわ寄せの間差はわざかでもいいのです。六項症と七項症の間差はわざかでもいい。これは当然検討されてしかるべき問題です。

これを、もし減額しないでまとめて支給すれば、どれだけ予算が必要か。予算の問題が討議されているか。つまり、増加恩給を考えないで減額措置の分を直すだけだったら、予算はどうくらい必要るでしょうか。これは課長のほうで資料はないのですか。

○平川政府委員 ただいま私が答弁申し上げましたように、むしろ非常に慎重な検討をする問題でありますから、私のほうとしましては、そういう資料は持つておりません。

○受田委員 わかりました。これは長官、私はこのあたりでできるだけよい意味の、百四万円の支給も確定したことだし、二割五分が差し引かれているというのを――現在、公務員で再就職している人は、まともに二十八万一千円もらっていないのです。その問題など考えると、公務員に就職すればまともにもらえるのだ、しかしながら、公務員に就職しないばかりに減額されておるのだといふような感じを得たせる危険もあるわけで、公務員に再就職しようとするまいと、二十八万一千円以上傷病年金はもらえるのだ、このたてまえだけ

ははつきりしておかなければいかぬと思うのです。長官としてもこれは十分検討してしかるべきで、これを拒否し続ける筋としては、恩給局長のような見解では、これは答申にも忠実でない。それから現実に差し引かれてる悲劇。公務員で再就職した人はまともにもらっているそういうバランスの問題があるので、これらを勘案すると、増加恩給引き上げという措置で解決する以外はない、こう思います。長官はあまりむづかしく考えないで、ここまで来た問題で、恩給局でも非常に苦労した問題だと思いますけれども、この措置はひとつ十分検討して、来年の法案の審査のあたりまでに、ひとつよい答えが出るようにやっておいていただきたいと思います。政治的判断にまつ以外になくなりました。置きみやげとして長官が配慮することを約束していただきたい。

○山中國務大臣 私は就任以来、この審議会答申の各条項について、明確に方向を示されているものは完全にそれを実現し、なお方向を示唆されているものはそれに沿うべく努力をしてまいったのですが、ただいままで恩給局長の立場において説明をいたしましたバランス論、したがって、そのバランスを失しないためには七項目のほうを上げればいいじゃないかという御議論は、確かに金額の面から見ると、私はそれは最も軽便なる方法であると思います。

ことに、戦傷病者といふものは、なまじ生きておったことを恨むくらい、つらい立場の人々がおられるわけでありますから、私どもは、そういうことを、各種の犠牲になられた人々の一方における現存する悲劇として、忘れてはならないことがありますし、今回法改正についても、そのような趣旨を十分打ち出しておるつもりであります。が、なおしかし、戦争が終つて二十七年、生存しなくなつた方々が、なまじ生きておるのに、戦傷病者の立場においてまことに不遇な状態にある方々、ことに脊椎損傷あたりの

人々はまさにに気の毒な状態でありますし、これは忘れてならないことがありますから、ただいまの御趣旨は一つの方向を示唆されましたので、そのとおりという答弁をちょっといま私いたしかねますが、御趣旨の方向は、私ども事務当局も含め、政治全体の問題として、政治的な決断も含めながら検討を進めてまいりたいと思います。

○受田委員 私の要望の線を十分理解してもらつておると思いますが、バランス論から言つたら、私がいま申し上げましたように、現職の公務員になつている人は傷病年金をまとめるにむづつおる、それで増加恩給を受けている人とのバランスを考えて、減額しないで済めばそうせよ、こう書いてある、これを見ますと。「第七項症の増加恩給受給者の恩給額との均衡を考慮して、この減額を行なわぬか」、こういう点においては、答由に忠実な線は後段の規定をとればいいと私は思つておりますので、ひとつその線を御配慮いただきて検討を要望します。

あとはもうボイントだけお尋ねをいたしますから、非常に短い御答弁でけつこうです。

この傷病恩給の奥さんに対する加給額ですが、現在月千円が今度千七百円ということになるわけですが、でございますが、これは現職の公務員の扶養家族手当との均衡をもとににしてやつたわけですか。

○平川政府委員 そのとおりでございます。

○受田委員 そうしますと、現在、公務員のその家族加給といふものは大体月二千二百円。そうすると、そこへ近づけていくという方向へ今後検討されるという用意はしてあるのかどうか。

○平川政府委員 実はその恩給にたとえば傷病者あるいは遺族の方に加給がついておりますけれども、公務員給与の扶養手当と恩給の加給とは、必ずしも完全な意味においては一緒ではございま

て公務扶助料を受けておられる。ではございませんけれども、は六百円を給する。これが生存しておられる。す。そういう意味におきましても、給与と完全にスライドしませんが、額の目途とし、公務員の給与を見ながらも、ことを考えております。

○受田委員 それは公務員でない。けれども現職の勤務員が継続している。うに見てあげていいと、の勤務が継続している。あげるほうが、筋としきりか。退職者であつて数年、現職の継続者といふの努力をしていただけ。私は、もう一つ最低基準の、現職の継続者といふの低基準を七項目に引き上げ、そうした機能障害年度の最低基準の内容で、そなへたところがある。ちょっとお尋ねしたの附帯決議にもちよいちらすけれども、こうした状態にあるという分をとか、ちょっと御答弁願ひます。

○平川政府委員 先生、症状等差調査会の勧告だけです。しかしそれはいるということは、へーかつたわけでございまどあります。その勧告は五項目症

いうものが取り残されてゐるのが幾つも残つていいや直すといふ措置をやつておるのですからうがれり残しておるやつ。
○平川政府委員 先生 調査会の引き上げる分ういふことだと思いまし上げましたように、一ますと、非常に画期的あります。いま申し上げるものがあるわけでありますと、目とか耳のよる機能につきましてはも悪いときは上がる。い、片一方はいいといふ。この調査会の内と、非常に問題がある。したわけであります。
といふのは、ベースダウ避ければならないとしたので、ベースダウましたように、片眼はおります。七項に下げ直をある程度上げるるわけでありますがないという範囲内でべきものも、ある程度、かつたということと比較から二項に上げたわぐあいに、例は一々申しがるべきものも、ある程度、かつたということと比較から、確かにそりうな

引き下げる分は下げない
上げるというほうの方針で
いないですよ。だから、こ
とつてやるといふところが
は、問題なしに処置がつく
とで、引き下げるほうをい
らむずかしくなるので、引
上けるほうだけやるとい
いかれる。結核の最低基準
くなつておる分を少しゆる
うようなことで、最低基準
を一度とこういう戦争はな
ために傷ついた人にそれを
は、私は当然だと思うので
なたか……。
村援護局長は、どうしても
ればならぬということで、
て……。
局長は、それで行つておら
似たようなのが援護法の中
援護法のほうはもつときび
恩給法をゆるやかにしてお
が広がつてくるといふ、援
護法は同じ性質のものだか
題をいま触れたかったのです
局長のほうから両方答弁で
者のこと。

○平川政府委員 私の知っている範囲内で御説明申し上げます。

先生が言われましたように、当初、援護法は実は三款までしかなかったわけですが、たしかに昨年だと思いますが、恩給法では四款、新法でいう五款ですが、五款までつくりましたし、その内容は恩給法と同じものでございますから、恩給法に右へならえといいますか、内容的には一緒になつたものと、私はそのように理解しております。

この問題にひっかけて、日症者は、あの中から、裁定基準を愛情をもつて判断したら、四款症へ上がるなければならないのが相当あると私は思ひます。しかし、どういふよろ。お三井は

○平川政府委員 傷病年金の裁定の問題でござりますけれども、われわれいたしましては、たとえ一項と二項の間でも、理論的には無限な段階があると考えていいわけでございます。御承知のように、恩給法別表に書いてある症状の状態は典型的な場合しか書いてないわけでございます。実際は、これはそのままの柱では適用できないのでありますて、相互勘案する、あるいは類推といいますか、そういう適用をしないと、症状の状態は千差万別でござりますから、しかも医学についての考え方方が昔からずいぶん進歩しておりますから、そういう考え方を入れながらわれわれとしては日夜努力を怠らない。私は専門家ではございませんが、私のほうに十人の顧問医がおられます。これは日進月歩の医学に即応できるような方々ばかりでございまして、そういう方々について、実

○平川政府委員　日症に対する年金を給する問題は、実は何回か御質問もありまして、われわれとしても検討いたしました。しかし御承知のようになりますと、この日症というのは比較的軽度な障害でございまして、他の年金におきましても、あるいは恩給法におきましても、昭和二十八年以降は特にそうでござりますけれども、文官に対しても、実は歎款程度での賜金になつておるというくらいでございますから、いま軍人に対しては年金を給しておりますけれども、制度的にはそくなつておりますとして、ましてと申しますとちょっと語弊があるかもしれません、歎症以下の日症に対しまして年金を給するということは、他の年金とのバランス上非常に困難ではないかというふうに考えております。

○受田委員　バランス上困難であるが、検討は統けておるということでしょう。いままでも検討を

場合には、その奥さんどれだけのものがくるか
になると、年間十八万円の増加非公死がくるだけ
になるわけです。一へんにダウンするわけです。
御主人をかかえて四苦八苦して、傷痍軍人の妻と
して苦労した奥さんが、その一項症の御主人の百
十九万円の支給から、奥さんが一人残されたら、
一べんに十八万円にダウンするのです。これは二
十四万円に接近する金額は正の必要はないか。
遺族補償といふ問題は、非常に大事な問題だと
私は思うのです。戰死をされた英靈の御家族より
も、傷病の御主人をかかえた奥さん、特に特項症
のような重症の御主人をかかえて、青春も何もな
い、一生を全部あげて御主人にさしあげ尽くした奥
さんが、わずか十八万円で、公務扶助料の金額よ
りも六万円少ない金額でこれから生きていかなければ
いけないかねといふことになると、私は非常に氣の
毒に思うのですね。重い症状の方の増加非公死の
扶助料は、うんと奮發して、公務扶助料の金額に是
正すべきだと思うのです。軽い款症の立場の方に

例の戦傷病者特別援護法で国鉄無賃乗車証が交付されている。これは四項症以上は十二枚で、付き添いの範囲をきめてあるわけでございますが、私としては、奥さんがこれを一緒に使って、御主人をささえながらお宮参りとか諸会合へ出るという風景は、非常にうるわしい風景だということを、これは何回かここで指摘しておるのであります。ところが、傷痍軍人に与えられる無賃乗車証は本人でなければ使えないといふ、このワクは直していくただくべきだ。奥さんとともに、傷痍軍人がお宮参りとかレクリエーションに出かける、不自由な御主人をささえながら行く風景は、私は頭が下がります。私はむしろ、国家のために傷病となつた皆さんのそういう風景をみんなで拍手をもつて送つてあげるような時代をつくりたい。これは大臣から、担当の厚生大臣にも、また国鉄総裁にも、運輸大臣にも言つていただき、無賃乗車証を、これは奥さんご冥定すればいいのですか

続けておるとお話を承っておったのですが、バランスが困難になつて検討を打ち切られたわけです。

はしばらくがまんしてもらうとして、重い症状の方には公務扶助料と同額の扶助料を支給していく

か。去年までの答弁では、何か調査をしてみたい
という御答弁だったが、もうやめたのですか。研
究の余地なしということで結論が出たのかどう
か。
○平川政府委員 われわれ事務当局としまして
は、恩給問題につきましては、あらゆる問題につ
きまして日夜研究し、検討いたします。

のじやないかということを感じております。
○平川政委員 これは恩給制度の伝統的な考え方でございますけれども、公務を其因として障害を受け、その障害を原因として死亡した者と、公務を基因として障害を受けておるが他の原因で死亡した者につきましては、恩給制度としては、やはりそこに差異を認めておるわけであります。したがいまして、二十四万円にするということとは、

が、軍人が公務でなくなられたら公務扶助料が出る。しかし、今度傷病の身となってなくなると、例の増加非公死という三号扶助料と称するもので、今度この法案で引き上げられて、昭和四十八年一月から三号増加非公死扶助料が十八万円である。これは今度の法案の中に見られるように、一項症の場合、増加恩給が百四万円、普通恩給が九万円、家族に対する加給が一万四千円、介護手当が三万六千円で、百十九万円となつてある。この百十九万円の支給を受ける方がなくなつた

すなわち、公務で障害を受け、その障害によつて死亡した者と同視すべきであるという御議論なると思いますが、恩給制度としてはそういう仕組みには実はなつておりますから、これは検討はいたしますが、制度的には従来と異なつた制度になるわけございまして、非常に慎重に検討を要すべきもの、このように考えます。

○受田委員　いま一つ、これは直接は大臣の御所管ではないのですけれども、国務大臣として御答弁願いたい。これはほんとうは厚生大臣にお聞き

ら、奥さんもとあるに使用できる方向で御検討いた
だく。大臣、この問題は性格はおわかりと思うの
です。これは恩給局長心得ておられる、じや、あ
なたから……。

○平川政府委員 その点、私も承知しております
す。先生の御熱情をよく厚生省にお伝えいたしま
す。

○受田委員 二時になりましたので、いま御注意
があつたわけですが、申しわけないですが、あま
り時間をとりませんが、あと二十分ほどいただけ
ませんか。

○伊能委員長 実は大出さんも見えましたし、時
間の予定があれですから、できるだけ早く、簡潔
に御質問願います。

○受田委員 それではいまの恩給に關係してくる
その他の問題でございますが、私がしばしば指摘
したわけですねども、戦没した人の御遺族に対
する公務扶助料に依然として兵長、下士官、准士
官の差をつけているのを、この機会に、もうあな
た自身が、福祉年金は中尉のところまで併給を認
めた、准士官から中尉という階級まで指摘されま
した。そこまで来た以上は、私、多年申し上げて
いるように、福祉年金の併給を中尉まで引き上げ
られたという非常にいい基準を示されたので、ひ
とつこのあたりで、わざかな階級差をつけている
公務扶助料を、将校の最下級の一つである中尉であ
るとして、あと全部整理する。これは長官、政治
的には非常に味のある政策である。

この間、私、遺族に世論調査をやつてみた。遺
族の人は、将校は十分の一しかおらぬ。准士官以
下が十分の九おる。その十分の九は中尉まで引き
上げることに全部賛成。それから、これから位の
上の人も、そういうことは非常にいいことだと
いて共鳴してもらっている。多年にわたって私
は、公務扶助料に兵、兵長、下士官、准士官とい
う階級差があることを、英靈となつた上はもう階
級差は要らぬ。中尉以上の階級があるのはやむを
得ぬとしても、最低将校並みの公務扶助料をもら

うんだということで、遺族にも喜んでいただけます。
ような政治といふものは非常に政策としては受け
る、こう思うのです。それが一べんにできぬな
ら、兵の階級を今度下士官の階級にしておく、あ
るいは准士官のところに置くという漸進傾向をた
どられていいわけですが、依然として兵長を基
準にし、あるいは下士官、准士官を基準にしてお
る。准士官以下が三階級あるのです。これは心す
べき問題だと思つておるのでですが、それが差とい
うのが非常に少ない。局長さん、いまの階級差を
ちよとお示しいただけば、非常に圧縮されてい
ることがわかるのです。

○平川政府委員 御指摘の公務扶助料の額でござ
いますが、このたびの改正によりまして、昭和四
十七年十月一日から二十一万七千円になります。
二十一万七千円でございますと、兵から曹長まで
同額になります。したがつて、結果といたしまし
ては、階級を解消したわけではございませんが、
金額的には同一額になるということをごぞいま
す。二十四万円の最低保障制度を四十八年一月一
日からとりましたが、これでありますと兵から少
尉まで同額になる、こういふことでござります。

○受田委員 いまの金額として同額である。階級
差は撤廃してあるかどうかです。

○平川政府委員 制度としては階級は、これは恩
給にも、他のいろいろな普通恩給とかありますか
ら、これは撤廃するということはちょっと困難か
と思います。したがつて制度としては撤廃してお
りません。

○受田委員 これは非常に前進して措置をとつて
おられるのです。私としては、多年の主張がいま
一步ずつ前進しておるわけです。英靈に対して全
部を少尉まで引き上げられる漸進主義をとつても
らつておる。それから、いま中尉くらいのところ
まで持つていく、来年あたりは大尉とか、階級差

は一応残しておきますが、金額は上へ持ち上げる

という方針をお持ちかどうか。
○山中國務大臣 これはとりあえず最低保障額二
十四万円ということにいたしましたが、ベース

アップ等は毎年やつてまいりますし、実際上、最
低保障額といふものはカバーしても無意味である

という時期は遠からず来ると思います。一两年の
うちに来ると思うのですが、その際には当然、最
低保障額を幾らにするかという問題で、現在は結

果的に少尉の階級までということあります。が、
ただいまのような御発言は、中尉が普遍的に最低
保障額を決めるかの問題は別でそれども、
の士官であるかどうかの問題は別でそれども、
少なくともそれよりか後退はしてならぬし、その
最低保障額の決定というものは、時期に応じて適
時設定していくということは配慮していくべきだ
と考えます。

○受田委員 時宜に適して改善措置をとる、非常
にいいことです。私はそういう意味で、神と祭ら
れた方の遺族に階級差による処遇があるといふこ
とは、家族にとっても、かつての上官、下官とい
う意味ではなく、悲しみが一つひそんでいると思
う。それをせめて金額は将校並みにする。いま金
額は少尉並みになった。今度は中尉並み、あるい
は大尉並みと、漸次下の線を引き上げていく、こ
ういう方向をひとつ考えてみようというお話をど
ざしますので、大いにこれを推進していただきた
い。

もう一つ、この恩給法の審査にあたつて、長官
が非常に心配しておられる他の公的年金との比較
論でござりますけれども、私としては、さつきの
一応の御答弁をいただいておるので、その基本線
に基づき、スライド制へ移行することに対しても
分検討に値する御発言があつたと思いますが、現
職の公務員の給与といふものは、他の公的年金の
右へならえの基準になるという意味で、それへス
ライドするということは、私としては、これに論
議を集中してさつきから申し上げたわけですがれ
ども、長官が懸念されている、いま四つの柱を申
されましたけれども、社会保障制度審議会、そ
ういうよろくな厚生省関係の問題が、現実に公務員給
与を基準とした退職者のスライド制に足を引
ばつておるということが言えるかどうかです。こ
ちらが独走することは、これらの社会保障関係の

問題に気がねがつて思ひやうにいけないのだと
いう考えがありであつたとするならば、これを
進めに非常に障害が起ることと思うので、恩給制

度、共済組合制度といふものの本質、これをど
かり根をはしておけば、他はこれに右へならえ
ないことに必ずなると思うのです。それに伴う
予算というものが、これも私きょう予算の数字を

伺つたのだが、恩給局長、なかなか数字が出ない
のでしたね。スライド制について、四十六年を起
点としてスライドにしたら幾らという数字が出な
いけれども、その予算の額においてはたいした
問題ではないとは私は思う。国家予算の全体の規模
からいってこの点はどうか。他の公的年金との比
較、その連絡会議などには、常に、恩給、退職年
金という恩給法、共済組合法の対象になる皆さん
を陣頭に立てる形でこれをリードして、われわれ
のほうへ右へならえて、皆さんも大いにわれわれ
の仕事にハッパをかけて推進してくれよといふ
方向で、担当國務大臣としてお進めをいただきた
い、お願いしたいのです。

○山中國務大臣 これはもう現在でも、恩給法の
改正がありますと、それぞれ大蔵委員会その他に
おいて、恩給法の改正に伴つて行なう必要な措置
といふものが毎年同時に改定が行なわれるわけで
ありますから、やはりその恩給といふものがそぞ
いう意味の基本になる、あるいは牽引車であると
いうことは承知しております。

ただ、それをやります場合に、他の公的年金制
度といふものは知らぬ、これだけであるといふこ
とににはなかなかましまらないといふことは、先ほど
申し上げた。しかし一方、政治体制の問題として
ありますから、やはりその恩給といふものがそぞ
いう意味の基本になる、あるいは牽引車であると
いうことは承知しております。

ただ、それをやります場合に、他の公的年金制
度といふものは知らぬ、これだけであるといふこ
とににはなかなかましまらないといふことは、先ほど
申し上げた。しかし一方、政治体制の問題として
ありますから、やはりその恩給といふものがそぞ
いう意味の基本になる、あるいは牽引車であると
いうことは承知しております。

は、やるためににはどういうことが必要なのか、そ
のグループ間のバランスはどのようにとるべきか、それらを踏まえて恩給というもののあり方を基
本的にどうするかという問題。先ほど申しま
た、公務員の退職時の年額そのものの議論と、若
干の割り引きがなされる、いわゆる職務給的な
のが現職の公務員ではないから引かれるといふ問
題の二点というものが、なお残るであろう。その
問題をさらに研究すべきであると考えておりま
す。

の所管である共済組合関係法規、それと恩給法の対象になった退職者の恩給の問題は、これは系縦的には公務員の退職年金の問題でござりまするから、恩給局と大蔵省とが別々のことにおけるよりは、公務員年金局のよろなものを総理府に置いて、恩給局の仕事プラス大蔵省の共済年金の仕事、終始これに関連する問題ですから、そこで総理府ががつちり握る。現職の公務員を握っている人事院も総理府の所管です。現職と退職を通じて、公務員の給与と年金に関連するものは一貫した作業ができるような、そういう制度に切りかえていく。多少大蔵省の抵抗はあるでございましょうが、公務員年金局というかつこうなら大蔵省だつて——共済年金は年金局のやる仕事だし、また現職の職員を握っているのは総理府である。そうなれば、総理府の恩給局を拡大強化して、公務員年金局といふかつこうでひとつ一貫して作業を行なう。そういうことによつて公務員給与にスライドした退職者の年金という原則も打ち立てられ、他の公的年金とのバランスなども、今度、公務員年金局が陣頭に立つて、われわれに統合を言ってやれば片づく問題だと思う。制度的に私の提案はすばり言ってまことに名提案だと思うかどうか、お答えを願いたいです。

○山中国務大臣　これはやはり一つの見識だと田たのか、じや質問ができるなどといふことも、恩給局が扶助料、援護その他と一緒に、どちらの

ほんにひつづくかは別にして、同時に、バランス論などが問題点があるようないのないように、同じ局であればできるわけありますから、こういうこともやはり検討しなければならぬでしょうし、あるいは各種年金制度、こういうものも、ある年金等については、関係役所が持ち回りで担当大臣をきめるような、逃げ回っているような感じのところもなしといたしませんし、こういふのは将来やはり研究してしかるべきだと思います。人事局等についても、公務員の給与アップの勧告を受けてそれを実行するという方面と、同時に国民に対して効率をあげるべき行管の各種終定員法なり何なりの問題、定員削減の問題、そういうものがばらばらであるという問題等も、私はまだほかに、同じ権利義務の関係、公務員関係といふものについても問題点があると思います。こういふうものは、逐次国会の議論等を通じ、時勢の移り変わりを通じて、各省のセクションナリズムという、いい意味でも悪い意味でも、そういうものを越えた高い次元の局なり機構なりというのが、すべての部面そうでありましょうが、そういうものが必要な時期も来るであろうと考えますので、傾聴すべき御意見ということで承っておきます。

も、なお残っている問題はどういう問題であるかということについて、一言恩給局長から、いまの満州農産物検査所の問題を含めて、お答えを願いたい。
いまここで即答できないようなお立場であるならば、私が指摘した問題等含めて、なお残された要望はどこから出ているか。まだ残された幾つか要望があると思うのです。それらを整理して、ひとつわれわれ議員に恩給法上の未処理の問題としてかかる要望が出ておるということを御説明を願いたい。諸願とか陳情とかいう問題にも兼ねるものもあると思いますが、恩給局自身が、政府に対して国民から恩給法の改正に伴う諸問題を要望を受けているものを、資料としてお出しいただけます。
○平川政府委員 大体、恩給団体といたしましては、退職公務員連盟、それから軍人恩給連盟、遺族会、傷痍軍人会、それからたとえば満蒙会とか満鉄会とかいろいろございます。そういう団体から陳情は来ております。そういうた陳情をまとめまして、それを整理することは問題ありませんから、整理いたしましてお渡しいたしたいと思います。
○受田委員 それでは要望して、質問を終わります。
質疑の申し出がありますので、これを許します。
○大出委員 大出後君。
○伊能委員長 次に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
質疑の申し出がありますので、これを許します。
○伊能委員長 次に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
この法律案は日本防衛の人質として必要であるなどの認識から、有事駐留では不安だ、したがつて解釈、運用でまずいところは改めていく、つまりことについて、一言恩給局長から、いまの満州農産物検査所の問題を含めて、お答えを願いたい。
いまここで即答できないようなお立場であるならば、私が指摘した問題等含めて、なお残された要望はどこから出ているか。まだ残された幾つか要望があると思うのです。それらを整理して、ひとつわれわれ議員に恩給法上の未処理の問題としてかかる要望が出ておるということを御説明を願いたい。諸願とか陳情とかいう問題にも兼ねるものもあると思いますが、恩給局自身が、政府に対して国民から恩給法の改正に伴う諸問題を要望を受けているものを、資料としてお出しいただけます。
○平川政府委員 大体、恩給団体といたしましては、退職公務員連盟、それから軍人恩給連盟、遺族会、傷痍軍人会、それからたとえば満蒙会とか満鉄会とかいろいろございます。そういう団体から陳情は来ております。そういうた陳情をまとめまして、それを整理することは問題ありませんから、整理いたしましてお渡しいたしたいと思います。
○受田委員 それでは要望して、質問を終わります。
質疑の申し出がありますので、これを許します。
○伊能委員長 大出後君。
○伊能委員長 次に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
この法律案は日本防衛の人質として必要であるなどの認識から、有事駐留では不安だ、したがつて解釈、運用でまずいところは改めていく、つまりことについて、一言恩給局長から、いまの満州農産物検査所の問題を含めて、お答えを願いたい。

り運用や解釈を改める、こういう趣旨の検討をなすって、それが外務省の結論だ。こういう報道があるわけですから、ここらあたりがどうも私は不納得なんです。

もう一つ、これは防衛庁の側に承りたいのですが、久保防衛局長の、これはこの六月ということになるのでしょうかけれども、安保条約という的是戦後的な色彩が非常に強いついう受け取り方をせざるを得ない、したがって、軍事的な日米協力といふ側面が非常に強く出過ぎると、そのことがいろいろな影響を与えるといふことから、簡単に言えば、安保をそういう意味で再検討すべきなのではないか。もちろん、それだけではないわけでもあります。たいへん長文の、新聞紙面で見る限り、それなりの理由、理論がちゃんと構成をされておられるようにお見受けをいたしますけれども、私は、これは久保論文にやがて将来なるのでしょうけれども、たいへん大切なことだと思っているわけです。私は安保を否定する人間ですけれども、共感を呼ぶところいろいろあります。

そういう意味で、二つのこの報道をながめてみて、片や防衛庁の側はいわゆる久保論文、片や外務省の側は、いまどき、こういう有事駐留では不安だといふようなことを、何でまた外務省が結論を出さなければいけぬのかという気持ちがあります。そういう意味で、国民の目に触れていることがありますから。

久保さんのほうの話は、私は記者の方から承りまして、それなりに、ああそっかといふ点があるのであります。また外務省のほうの話も、いろいろと御論議をなさつた中身というものを、少し記者の方に聞いてはみたのですけれども、この際、事前協議問題等がたいへん多岐にわたつて論議をされております時期だけに、この辺はひつ御説明をいただきたいと実は思つております。

そこで、私的な論文をこういう席上で取り上げられるのは迷惑だとおっしゃるかもしけぬと思うのですが、やはりこれは、公的なお立場がおあります。になる方がお書きになつた私の論文といふもの

す。はたして米側から廃棄すべき要因があるのかないのかということをやはり考えておく必要があるのではないかということが第二点。

それから日本の防衛体制と申しますか、防衛の考え方方は、若干僭越でありますけれども、アメリカのいろいろの防衛戦略がありますけれども、われわれはそれを一つの手本として考えていく。つまり向こうの政策のあと追いのよくな印象が私にはするわけであります。そういう点から言いますと、米側の政策といふものも常に転換するわけで、そのたびにわがほうがあわてたのでは困る。したがつて、むしろ現時点において、いろいろな将来の選択のあり方というものをあらかじめ勉強しておいて、米側の変化に対応し得るようならうにわれわれとしては考えておく必要があるのではないか、とうておきたいと思います。

そこで、現行の日米安保条約が、もちろんメリットもあるればデメリットもあるので、そのメリット、これが日米双方にとってどういうメリットであるのか、デメリットはどういうものであるか。そのデメリットといふものは縮小、軽減できないものであるのかどうか、そういうことに触れたわけあります。

そしてまた、日米安保条約が生まれた当時の情勢、これは旧安保条約の内容そのものが語っていますけれども、そういうものから六〇年

の改定、それから今日と、やはり世界の情勢といふものは、一九五〇年代と、六〇年代、七〇年代と異なっているのではないか。それに対応して安保条約の解釈、運用は別の問題であります。将来のあり方について少なくとも検討はしておいていいのではないか。で、その検討の一つの方向として、今日から近い将来を見渡したところ、そう日本についての侵略の危険はなきさうである。という場合に、日米安保条約が国民に受け入れられやすいようにする。安保条約は、われわれの考えでは、やはり日本としては必要である。安保条約という名前はまあともかくとして、そういうものは必要である。それが必要であると

するならば、やはり国民に受け入れられやすいようになるのが適当ではなかろうか。そういうた場合には、軍事的な機能はもちろん安保条約に含めるべきでありますけれども、条約があるといふことの事実だけでは条約は十分には活動しないというわけでありまして、条約が十分に、特に軍事的な機能の面で有効であるためには、それぞれの施策が必要であろう。またその軍事的な協力の基盤になるのは、政治的、経済的、あるいは文化的、社会的、そういうた日米の有効な関係、緊密な関係と、そういうような実態そのものを安保条約といふものがあらわすといふものにすれば、國民も非常に安心をして日米關係を維持していくのではなかろうかといふような趣旨であります。

た。こういうことになるわけありますから、そこで、なぜそういう観点が出てくるかというと、つまり現時点における国際情勢の変化といふものが

一つ非常に大きく顕著にあらわれて いる。これは
いろんな論評がありますけれども、米中会談とい
うものも、冷戦構造をこわしていくといふ意味
で、長い目で見なければわからぬといいながらも、
やはり一つの転機でありますよう。あるいは今回
の米ソ会談が核軍縮というものを取り上げて いる
こと。一つの転機だろうとこれまで思う。そろ

なると、ベトナム戦争というものは介在をするけれども、国際的にながめに将来への展望、そしてその中における日本の置かれていく周辺の状況、極東、アジアの状況、そして受けける脅威というものに対する認識。たとえば、今までの防衛白書が出たときのあれは、久保さんお読みになつているからおわかりでしようけれども、中国というものは非常に核開発をして膨張的になつておる、だから将来いろいろな問題を起こすであろう。対象国だとか敵性国家だとか言っておりませんけれども、防衛白書といふものは、ことばに気をつけながら、中国の脅威といふものを浮き彫りにしていい、それは間違いない。しかばば、なぜ中国の脅威

というものを、防衛白書が、いわゆる国防白書が取り上げたかといふと、これは実は米中間にひそむ脅威なのであって、つまり直接的に日本との関係というよりは、中国の脅威ということが米中間にひそむ脅威だ。そもそもすると、米中会談が行なわれて四つの大きな原則が出てくるということになると、中国に対する防衛白書が考えて書いたこの観点というものは、大きく変わつてこなければならぬ、私はその点は明確だと思う。

そうだとすると、ここでいま久保さんが幾つかあげられたけれども、これは実はいまのことと言つてはいる。ただ安保体制、安保条約といふものは存在をする。これはいま変えるという方法はない。となると、将来という言い方になるのだけれども、実は現在における認識なんですね。変化してきた今日的時点に立つて将来をながめると出てくる発想なんですね。そうすると、国民的認識も実はそこにある、われわれを含めて。そうなると、その方向に向けて外務省がいま何をやるべきか。ベトナム戦争といふものをとらえて国民かいいろいろな心配をしている、これに対して一体何をすべきかという点を考えなければならない。それが実は解釈であり運用であるということになるのだとはすれば、ではその解釈、運用といふものはどう考えていくべきなのかという点を明らかにしてもらわなければ困る。

これは、行政官厅としての、そして行政長官としての外務大臣がおいでになるのだから、ならば一体、久保さんがいま私的におっしゃっていることは、現状についての考え方の場合に、これだけ大きく変化してきてはいる。そうすると、ベトナム戦争に対する対応のしかたも、安保条約といふ網をかぶつても、はどうあるべきかということを考えなければならぬ。そこらあたりを外務省はどうとられて、新聞が報じているこの中身というものは、どこに根柢があるのかということを開きたい。いかがござりますか。

○福田国務大臣 私は、いま米軍が日本に駐留しておるこの形は、わが国として好ましい形じゃない

いと思います。わが国自衛力を増強して、そして米軍はできる限り引き下がつてもらいたい、こういう基本的な考え方を持つております。ただ、これは自衛力の増強に限界があります。一つは、わが国の国民の間に、もう再び戦争はしません、というふうな状態にある。自衛力の増強はいたすべきである、またこれはいたさなければならぬ、こういうふうに考えますけれども、想像し得る侵略に対し十分な抑止力を持ち得るかとどうと、そういう日はなかなか来ない。

そこでその抑止力の欠陥というものをどこへ求めるか。これは日米の特殊な関係からして、アメリカとの間の安全保障条約にこれを求むべきである、私はこういうふうに考えております。そういう考え方を持つておるのでから、私の考え方について、従えば、米軍の基地というのは逐次整理されいく。米軍は引き揚げていくからであります。しかし、これが完全に引き揚げ得るかとどうと、私はどうも軍事知識はそれ詳しくありませんから、私自身で確かめてはおりませんけれども、軍事専門家が言うところに従いますと、つまり、この抑止力の欠陥を補うためには、やはり常時抑止力の不足を補うための根拠地がなければならない。そういう最小限の米軍の基地というのに――時間はどのくらいになるか、これははつきり申し上げられませんが、ある時点になるであろう、こういうふうに思います。そういう状態を有事駐留だ、こう言うならば、それは有事駐留という事態が来るかもしけれぬ。しかし、繰り返すようになりますけれども、わが国から全部米軍基地がなくなる、こういうことじゃないのです。補給でありますとか、あるいは補修でありますとか、あるいは有事に部隊を迎えるためのそういう状態というものがやはり存在をする、こういうことでなければならぬのじゃないか、こういうふうに思うわけであります。いずれにいたしましても、米軍がふえ

るということはめうないと私は思ひます。逐次整理されていく、そういう状態であろうと思ひます。

そういう状態とは別に、今度は国際情勢の動きとして、米軍の今日日本に駐留しておるその機能といふものがどういうふうに変わっていくかといふ問題がある。あるいは、安保条約の対象地域、これはまた変動もしていくであります。あるいは、いわゆる米軍の機能自体においても、またいろいろな変化を来たしていくであろう。そういうことに対応いたしまして、現在の安保条約をどうふうに運用していくか。これはおのずからそこには自然である。こういうふうに考えておりま

そういう事態。また国際環境といいますか、われわれをめぐる安全保障環境の変化、そういうものを感じながらこの条約の運営というものを考えていく。これが私は当面の課題じゃあるまいか、そういうふうに考えております。

○大出席員 そうすると、当面の国際環境といふものは、しかば外務大臣は「運用や解釈は改める」云々とここにありますけれども、どういう変化を示したとお考えなんですか。

それから、いま、将来の基地機能といふものには、補給だと、給油だと、いろいろなものが、あるだろうと、つまり一つの限度をお考えにならぬでいる。そうすると、いまのこのベトナム戦争をめぐる状態といふものは、その域をはるかに越えて、私はこう考えるを得ないと思うのであります。が、一つは国際環境、一つはベトナム戦争があります。そういう大きな意味の日本を取り巻く国際環境の変化といふものは顕著にある。そすると、その中におけるいまの安保条約といふのは、戦後的な色彩の強いもの。そこで、いまはわれる給油であるとか、あるいは補給であるとか、という一つの限度をお考えならば、現状ははるか

に限度を越えてしまつておる。それはその限度における協力というところまで引き戻す努力を、しかばなぜ外務省はしないかといふ問題になつてくると私は思う。したがつて、日本の置かれておる国際環境といふものの認識と、さて薄めていく努力と私は前から言っておるのでされども、そこのところは一体どうお考へか。

○福田国務大臣 私はかなり長い展望をいま申し上げたのです。ところが、いま短い展望、今日の時点とするとベトナム戦争がある。これは抽象して考えておるわけです。長い展望とすると、わが国のアメリカ基地といふものの様相はこうなつておるのであらう。こういふことを申し上げておるのですが、不幸にしてその長い展望にさからうような現象が今日この時点において出てきておる。それに対しましては、またそれに応ずるかまえをしなければならぬ。

私の申し上げたいことは、日米安全保障条約は私どもは堅持していかなければならぬ、こういふふうに考へておるということを前段で申し上げました。わけなんです。そうしますと、今日のこのベトナムの事態、これでわが国の基地も忙しいような状態も出てきておりますが、しかし、日米安全保障条約はこれを堅持しなければならぬというたてまえから言いますと、米軍の要請、こういうものにも応じていかなければならぬ、こういう考へ方、これをとらなければならぬことに相なつてくるわけなんです。

しかし、私が申し上げておるのは、長い展望としますとそうではないのだ。長い展望としましては、いま米中会談といふものが行なわれた。すると、台湾海峡、波静かになる日がいつかやつてくる。そういう際には安保条約の様相といふのも非常に変わつてくる。あるいは日ソ平和条約が締結されるという際におきまして、これも恐らくわってことよろじやないか。そういうことを踏んざつておますときに、安保条約に対するかまえ、これの最も弾力的に、その時点、時点で対応していかなければならない。いまちょっと緊張が緩和して

いかが、ベトナムに關する限りちょっとと私の申し上げておる展望と違つた現象が出てきておる。そこに問題があるわけなんありますが、それはそれいたしまして、わが国の安保条約上の義務を尽くさなければならぬし、また同時に、この条約にもはつきりきめられておるようすに事前協議という制度もある。これを適切に運用して、そしてわが国が戦争に巻き込まれると、いう事態もまた避けなければならぬ。この二つの問題をどういうふうに調和していくか、そういう問題と取り組んでおる。こういうふうに御理解願います。

○大出委員 きわめて具体的な問題がたくさんあるのですが、その前に、現状認識という面でもう二つばかり伺つておきたいのです。

一つは防衛庁長官に伺いたいのです。が、米ソ交渉が始まっているわけであります。平和時の防衛計画のあり方というふうなもの検討を始めた。どうもアメリカの戦略自体も非常に変化が見えてきておる。たとえば核軍縮協定が調印されておりますから、ABMの建設などもとりあえず中止するとか、顕著にすぐ対応してあらわれてくる。先ほどちょっと環境の変化、情勢の変化を皇官はお話しになりましたが、つまりそれは遠い将来の展望じゃない。いま起きておる変化なんですから。それにどう対応するのかということです。なんきに十年先を考えているのじゃない。そろそろと、そういう意味で練り直す必要が当前ある。もう私は認識をする。だから、おそらくそういう方が防衛庁の中でも議論をされたのだろうと思うのであります。そこらのところは、その変化をどうとらえて、どういう方向で論議すべきものと御認識なのか、この点をお聞きしたい。

○江崎国務大臣 戦略的な核兵器が双方において自衛され、軍縮の方向が見出されたことは、たゞへん望ましいことだと思っております。ただ、ともどもわが国は核武装はしない、こういう前提はあるわけです。元来、核の脅威に対しても、抑止力としてアメリカの核のかさのものに依存する、これを抑止力としても受けとめる、こういう解釈

たということは、非常に好ましい場面だというふうに思います。

ただ、日本の自衛隊が持つておるところの通常兵器の装備を充実しようという四次防とこの問題とどう結びつけるかということになりますと、にわかにこのことによって四次防そのものを大きく変えていくという根柢にはなり得ないのでないか。日本の平和を求める姿勢としては非常に好ましい、いい形のものができてしまい。もともとわれわれは、核装備はしない、通常兵器による局地戦に備える、こういうたてまえでありますから、直接的には、自衛隊の装備そのものにどういう影響を具体的に与えるといふてのものではないと思ひます。しかし、これとても、今度の四次防の最終年度等に核軍縮の方途がはつきり打ち出されたということについては、十分論議を尽くしながら四次防を策定していくことにはならうと思います。しかし、いま直接的に、どこをどう修正するとか、どう改めるかということについて考へては考えてはおりません。

○大出席員 この前段のやりとりは時間がかかりますので、実はどこかで相当時間をかけて論議をしなければならない。これはこの委員会の性格上、責任がある問題だと思っておりますが、実はいま具体的な問題をかかえて、この問題に長く時間を費やすわけにはまいらない。

ただ、いま両大臣からお話をありました中に、一つだけやはり通ずるものがある。それは何かといふと、外務大臣のおっしゃった中に、日本という国はもう戦争をしないという意味の国民感情が非常に強いものがある、これが一つの制約になると。それから憲法というものがある、これも非常に大きな制約になるということだから、完全な空虚主防衛、自衛力の完備というふうなことはなかなかに

か保ち得ないだらう。そこに安保条約というものが保ち得ないだらう。そこでこれを補完する、こういう趣旨の御説明があつた。いま江崎さんのおっしゃっているのは、非核三原則というのをわれわれは考へてゐる、だから戦略的な核といふ問題については直接関係を持たない、だがしかし、安保条約というものがあつて、その意味で全く関係がないわけではない、こう言うのであります。これが二つ合わせて考えて結論は出ているのですね。つまり非核三原則の前提は何だ。非核三原則の前提というのは安保条約なんですね。安保条約によつてアメリカの核の抑止力を前提にして非核三原則と皆さんは言つてゐるわけですね。

そうすると、われわれが、つまり日本政府が求める最大の抑止力である核について、これが戦略核軍縮というものが進んで調印されたということになつた。そこで考え方なればならぬのは、しからば抑止力とは何だ。Aの国の抑止力といふのはBの国にとつては間違いもなく脅威なんです。脅威でなければ抑止力の意味がない。Bの国の抑止力は、しからばCの国にとつては何だ。明らかに脅威なんですね。ソビエト、アメリカ両国の戦略核軍縮という発想はそこから生まれているわけです。そこで一つの結論が出た、こう見ていよいわけです。

そらなると、安保条約に依存していいた論理といふのは大きく変わってきたということになる。そらなると、かつての「日本の防衛」と称する防衛白書というのも、立論の構成の根底から変えなければならぬことになる。中心がそこにあるのですから。どうでしよう。かつてアメリカにしてみても、極東戦略全体の変化が出てこなければならぬことになる。これまた当然のことあります。そらなると、その中における日本の防衛といふものは、根本的に再検討する時期に來ている、こう申し上げなければならぬと私は思ふ。それは局地戦と言つてみたって、しからばいかなる脅威に對する局地戦かという問題が出てくる。ベトナムは極東の周辺でございます、極東にすぐ隣合させてい

るのですから影響があります——先般、私、質問いたしましたが、しかばな一体安保条約にいへる東の範囲といふものは、フィリピン以北、日本の周辺だ、韓国、台湾の領域を含む、ただし露島沿海州は含んでないといふのが定説でしょう。そうすると、この範囲の中からすればベトナムは入らぬのです。それをあえて入れようというならば、安保にいへる極東の範囲を、岸さん以来の定説を拡大解釈して入れようといふならば、日本が負うべきそれなりの脅威といふのをなぜ明らかにしないのか。具体的に明らかにしてもらいたいと言つたら、昔のドミノ理論に類する、そういう立論もございましたという話がいま久保さんから出てきた。それだけじや国民党に説得力を持たない。相模原の補給廠から横浜の瑞穂埠頭に至る沿道の住民は、五日の日に、そして二十五日も、夜の夜中に地震かと思って飛び起きたら、百ホンをこえるごう音なんです。私のところに直接電話が参りまして、こういふことは安保条約上許されるのですかと、いう質問なんです。夜中の零時に補給廠を出たのですから、たいへんなごう音です。検査した人に聞いてみたところが、百ホンをこえる、こういう具体的な現実がある。そうすると、いま前段でいろいろ話が出ておりますけれども、日本が直接的にベトナム戦争でたいへんな脅威を受けた、これはあぶないんだということになるとするならば、沿道の住民に説得ができる。夜中に向こう三軒両隣が飛び起きて、何だらうとのぞいてみると、そのけそこのけ戦車が通る、信号無視で突っ走った。これはあとで承りますが、そんなふうに国内法規も無視して戦車に通られて、それでも黙つていなければならぬのだとするならば、それなりの脅威が日本の国民にとってあるんだという説得力ある説明がほしい。

なぜこんな目にあわなければいけないのかといふ
説明がない。こんなばかなことはないだらうと言
われた。私もそのとおりだと言わざるを得ない。
そちらに解説が与えられるならば、私は与えてい
ただきたい。いかがでござりますか。

○吉野政府委員 御存じのとおり、日米安保条約
といふものはいわゆる戸籍的な条約でございまし
て、日本はアメリカから守られます。日本はアメ
リカを守る必要はない、こういうことでござい
ます。したがつて、その意味におきまして、ある
程度日本も、基地を提供したりその他不都合な
なことも負担しなければいかぬ。そのかわり、ア
メリカの抑止力で補充してもらひ、これが安保条
約のいまのあり方だと思います。したがつてその
意味で、部分的には多少不都合な場面も出てくる
わけであります。しかしながら、われわれは、安保
条約の条項に合致する限り、米軍の行動も認め
なければならない。そこで、少なくともベトナム戰
争に關する限りは、安保条約の第六条によつて基
地を提供しておる、したがつて基地の使用を許
しておる、したがつて補給、修理その他のこともわ
れわれの義務である、こういうように解しておる
わけでござります。その範囲において、多少わが
國民も部分的には迷惑をこうむる部分もあり得る
だろう。しかしながら、これは大局的には日本全
体の安全のために必要である、こういうように解
しております。

○大出委員 いま局長の答弁は、安保条約に合致
する限りといふ答弁ですね。そうでしょ。私には
言わせれば、いかにすれば合致するかということ
で、合致させるべく皆さんは解釈、運用されてい
る。話は遠だ。私はだから、外務省がここに言つ
ている解釈、運用を考えるというのは、そうでは
なくて、安保条約の地位協定といふものを厳密に
解釈をして、なるべく、いま言う部分的であつて
も、國民が迷惑をこうむることを避けるべく努力
をする、これが私は筋だらうと思うのですよ。吉
野さんの答弁は、私の質問に対する答えじやな
い。私の質問に対する答えならば、まず可で極東

の範囲といふものを日本政府みずからが解釈をして明確にした。くどいようだが、フィリピン以北、日本の周辺になっている。韓国、台湾の領域を含むことになっている。露領沿海州は含まぬことになっている。国会論議の中で明確にきまつてゐる。そうすると、ベトナムといふのははたしてここ極東の範囲に入るか。入らない。入らなことは、エンタープライズが佐世保に寄港したときに私が質問をして、外務省の藤崎条約局長がお認めになつた。入りませんと。入りませんが、すぐその隣ですという御答弁をなさつた。これはすいぶんふざけた答弁でございましたが、いまなら私ももう少し言いようがあるのだが、あのときはいたし方なく聞いたのですけれども、すぐ隣だ。先生御承知のとおり極東の範囲はきまつております、ベトナムは極東ではございません、がしかし、すぐ隣——うまいですね。議事録では、がしかし、そのすぐ隣でございますといふ答弁。つまり、安保条約にいうところの極東の範囲に入つてない国の争い、その争いをあえて安保条約の条項に合致するといふの答弁を入れているのですから、その点は、あなたのほうは、アメリカの側に都合のいいように一生懸命拡大解釈をする努力をなさつて入れてやつてある。それは間違いだと私は言つてゐる。そうではなくて、そういうものは切りなさい。安保条約にすなおに合致する面について協力するというなら、条約のたてまえ上よりうがないという面が皆さんからは出るかもしけない。だれが考へてもこれは「ようがな」、これなら国民が納得する。

ところが、この戦車の中には、私はこの間米軍の資料で言いましたが、出してしまいますと、だれが持つていたかすぐわかつてしまふ。だから用心して出さなかつたのだけれども、一九六八年以來、六百五十七台の軍事車両、南ベトナム國軍と明確になつてゐる仕分け、その資料を私の調べた限りは明確にしたのだけれども、それはあとになつたら——それはノーマークです。まつ黒い直して、なる職員が重赤カラスと言つてゐる。それ

にビニールの白い星をこしらえて一生懸命張つて
いるというわけだ。新聞記者が電話をよこして、
何で調査にすぐ行かないのだ。その一点を見たつ
て妙な話でしよう。皆さんがその場合に、安保条
約の目的外使用は困ると言つて、ベトナム国軍に
供与したものについては日本に持ってくるべきで
はないということにすれば、その六百五十七台
の、南ベトナム国軍なら軍事車両なんですから、
それだけは減る。つまり日本政府がそういう努力
を、解釈、運用を厳重にして一つずつなぜやらな
いか。そういう意味の検討でなければ意味がな
い。だから拡大解釈して入れた。南ベトナム戦闘
が何で一体日本国民に直接的脅威の原因になるの
かといふ点の説明はいまだにない。しかも、解
釈、運用という面で合致する努力だけして、合致しな
いものをはねていく努力をなせしない。これじゃ
国民が、納得させると言つたって納得できないで
しよう。

あわせて私は承りたいのですけれども、相模原

を出たこの戦車が、地元の新聞ですから大きく出

ていますが、これはひどいものですよ。あとから

もう少し具体的には言つつもりでありますけれど

も、「そこのけ戦車のお通り 赤信号も突走る 国

道、まるで専用道」、こういうことを平氣でさせ

ておく。なぜだ。これを見てください。こつちは

神奈川新聞ですが、社会党の現地調査団がここに

行つてある最中のできごとです。「戦車 深夜の

無法輸送」。これでは赤信号もへちまらないので

す。だから、こういうことについては国内法を

無視していいといふのは地位協定のどこにあります
か。りっぱな国道ですよ。これは天下の国道

だとか、戦争当事国じゃないとおっしゃるのです
か。そうはいかないでしよう。いかがですか、い

まの点は。

○吉野政府委員 いまの、国道十六号線を米軍の
沿道の住民はわいておるのですよ。現地は相模原
の市長だって、ほんとうに困つてしまつてゐる。
そうでしょう。まるつきりこれは日本人を土足で
踏んづけて歩くようなものです。傍若無人です
よ、これは。

北ベトナムのビン女史が、沖縄返還後も日本は
相変わらずベトナム戦争に加担していると非難し

ていますね。新聞に伝えられておるとおり。これは
は四十四年の椎名外務大臣の答弁じゃありません
けれども、日本がアメリカに軍事協力をしておる
ということを、北ベトナム側が敵性国家ととつ
お答えになつておるでしよう。これは私も、椎名
さんにさんざん質問しておるから、よく知つてお
る。それをこの間、法的にはどうだと言つたら、
そんなこと言つたって、いまの北ベトナムが日本
に攻めてくるような状況ではありませんと外務省
の人があつておるのですから、大臣、こまかし

たつて、これは国会の答弁で議事録に載つてお
る。これは思ひ返さなければいけないです。こ
ういう傍若無人なことをさせておいて、局外中立

だとか、戦争当事国じゃないとおっしゃるのです
か。だから再びあつたら基地使用を禁止するとか明
確にしなければならないです。英國とアメリカの基
地協定、御存じですか。ずいぶんきびしいもので

すよ。その国に自主性があれば、そな直さなければ
ば。そこが、久保さんの言つておる、安保条約の
地位協定といふものの持つ戦後の性格、これをい
まの解釈、運用の面で、あなたのほうでできるだ
け狭めていくようになぜ努力しないのですか。そ
の気はございませんか。

アメリカ・ベトナム軍事援助協定といふものは
ちゃんとある。国際的にはアメリカが三十七カ国
と結んでおる。みんな同じ形なんだ。供与と言つ
たら、やつたのですよ。これは明確に所属は南ベ
トナム國軍。だから、そういう刻印が打つてあつ
て、星のマークがない。そういうものは、きびし
くやめさせるということにしなければならぬで
す。そちらのところを広げて、何とか適用させて
やろう。合致させてやろうということでは、吉野
さん、通りませんよ。そういう点はアメリカにも
のを言う気はないのですか。

○吉野政府委員 いまの先生の御指摘の、相模原
で修理しておるベトナムのマークがついた特殊車
両、これらにつきましては、われわれも米側に照
会したわけでござります。この点につきまして
は、御存じのとおりベトナムと米国との間に援助
協定がございまして、そしてこれらの車両はすべ
て米陸軍の所有に属して、米側の財産台帳に登録
されておる。米側は一定の数の車両をベトナム
軍に貸与する。タイトルはあくまでも米側が保有
しておる。もし故障その他が起きたら、新しいも
のを補給して古いものは引き取る、こうしたこと
になつておるわけでござります。したがつて、相
模原へ来るとときは、あくまでも米軍に所属する車
両としてわれわれは修理しておる、こうしたこと
になるわけでござります。で、この点は結局、わ
れわれといつしましては、あくまでもタイトルの
帰属者がどこにあるかということで修理の対象に
しておるわけでござりますから、ベトナム軍が
持つておる車両は、これは私ども修理すべき義務
もなければ、またその代金も取れない。しかしな
がら、米軍のものに属する限りは、これは米軍に
属する車両ですから、修理せざるを得ないし、そ

れに必要な材料代や賃金も払つてもらつておるわ
けです。そういうような状況でございますから、
実際上これがベトナムに送られた場合に、ベトナ
ム軍が使つていることが大部分だらうとわれわれ
は米軍に属する、これが現状でございます。

○大出委員 だからそこが違うのですよ。あなた
は合せようとするとからいかぬ。私この間ここで
提起いたしましたが、集めるときから、持つてき
て修理するときから、予算のワクを先に組むので
すから。組むときから費用も違えば全部違う。私

は手に入る米軍の資料があなた方に入らぬわけな
いじやないです。そこで、だから、アメリカがそ
りカさんそなおつしやるとおつしやるけれども、
それは通らぬ。違うじゃないか。アメリカがそ
のを言つたときから、それは指摘しなけ
ればいけない。

かつて横須賀で原子力潜水艦が入つてきて、放
射能騒ぎが大きくなつた。私がある人をもつて
調へさせたら、原潜が着くあそこの埠頭に高圧線
を五本入れておいた。原子炉といふのはとめて入つ
てくる。停泊をした。始動をさせて出る。つまり
冷却水といふものは膨張しますから、あふれる。

あふれれば異常放射能が検出される。こういう原
理だ。だから入つてきても冷却水を冷やすね。そ
のため高圧線を使つた。明らかだ。あとで愛知
府外大臣何と言つたかといつたら、実はずいぶん
向こう側に言つたのだけれども、そういうごまか
しをやるのです。私的にはあとでそういうことを
言ふ。それじゃ困るので、国民の名において
やつていただかなければ。国民が納得しないので
すから。そなでしょ。援助協定の中身だつて、
お読みになればわかるでしょ。それは通らぬ。

しかも現実に、いま吉野さんがお認めになつたよ
うに何かこつそり陰で言つておるのではなく
うに、ほとんど南ベトナム國軍が使つてていると見
られる。だとすると、そういうものが深夜信号無
視で突っ走るなんといふことをされていたんだよ

これは認めらるわけにいかない。こういう点がなければ、日本の自主性もへちまもないじやないですか。そうでしょう。そこらをやはりきびしく、アメリカに言つておるじゃなくて、調べて追及をすらる。対等のはずなんですから、その姿勢が必要だということを申し上げてあるわけですよ。いかがですか、そのところは。

○**福田国務大臣** いまの戦車の問題ですか。これは修理、補修を認める義務が当方にはある。そこまではしようがないと思うのです。ただ問題は、深夜ごう音を立てて市民の平安な生活を脅かす、しかも交通信号を無視するというようなことがあります。これは行き過ぎだと、こういうふうに思います。米軍もわがほうの警告に従いまして、よほど氣をつけてはおると思うのです。しかし、間々そういうことを聞く。そういうことを反復させては相ならぬ、こういうふうに思うわけであります。

利は、安保条約の適用というものは、これは適正に考えなければならぬ、片寄った考え方じゃいかぬ、こういうふうに思うのです。縮めても悪いい、広めてもまずい。しかし、そのやり方といふものにつきましては、わが国民の市民感情に合致するような方法でやっていかなければならぬ、そういうふうに思いますので、それらの点でいろいろ手落ちもあつたようではありまする、いろいろな点を見直いたしますれば、私ども厳重に警告もいたしますし、是正にもつとあまするし、米軍もかなり神経は使っておるようではありますけれども、この上とも注意してまいりたいと思います。

○大出委員 これは、外務省の皆さん、いろいろ同僚委員からもいろいろな意見が出たりするのですが、米軍と、アメリカ側といろいろやると、こいういふうにお答えになつても、いつもナシのつぶてなんですね。いまも私が質問したら、実はこいうことですと話が出てくるけれども、いまだかつて、あれは話してみたらこうですという御連絡をいただいたことはただの一度もない。アメリ

方に嚴重に申し入れるとか、有効な回答を引き出すとか、ずいぶんいろいろおっしゃったことがあります。B-52の問題がこの間議論をされました。私が、現地と連絡をとつて、できれば行きたいのですが、あります。ですが、そのひまもございませんが、調べてみた。ところが、現地の方々がずいぶん克明に足で歩いて、監視班を出して、どこからどこに弾薬庫がある程度の規模、中身は何か送られたか、ずいぶん一生懸命調べている。私は、沖縄県民百万の目をごまかすことはできない、そういう前提で現地とのやり取りの結果を申し上げますが、お答えを願いたいのです。

この間、B-52については、福田外務大臣は、天候不良で来たんだ、こうおっしゃる。いわば緊急避難、人道上の問題だとおっしゃる。そりやない。沖繩の方々だって、気象庁にものを言つて調べる方法はある。調べた。ところがグアム方面といふのは、むしろ沖繩からグアムのほうに寄つたほうがいいへんな好天、何ら支障はない。西太平洋の洋上では、KC-135なる給油機が連日給油に飛び立つて給油している。ほんとうにこれがグアム島に帰る飛行機ならば、西太平洋の洋上でKC-135が給油してりっぱに帰れる。周違いない。これは現地の諸君のほうが詳しい。そういう状況にあつた。その点が、現地でいろいろ問題になつた。沖繩にも新聞があるのでですからね。そうしたところが、いや、天候じゃない、給油です。四時間半を行つたようです。西はつまりベトナムで、東はつまりグアムだらうと思います。こうお答えになつたのですが、現地の調査では、どうもそうじやないのです。東から来て西へ行つたようですが、

間違いなく。東はつまりグアム島で、西はつまりベトナムなんですね。あれ以後あなた方は現地をこらんになつたことはありますか。B-52が二十日に沖縄に三機やつてまいりまして、その前後の状況といふものをおなたの方はどこかの機関を通じてお調べになつたことはありますか。日がたつにつれて、ますますもつて明確になつてきている。資料はどうどん集まつてきている。話は逆でございまして、西から来て東に行つたようございますと大臣言つたが、そりぢやない。現地のいろいろ調査団が調べているいきさつは、ますますもつて明確に、東から来て西へ行つてゐる。お調べになつたのがあれば出してください。私のほうはいろいろ資料を持っていますから。

○松田 説明員 その後の段階におきまして、先生御指摘の程度におきまするような調査は実はいたしておりませんが、当日の天候その他についてはもちろん調べてござります。当日、沖縄におきます天候は、特に風の方向でございますけれども、これは南西の風八ノット。したがいまして、ごく普通に言いますと、西風が吹いております。したがいまして、私も、これは外務省として専門的にお答えできる立場にございませんけれども、御承知のとおりあの滑走路は東西に延びております。風向きにさからって飛んでいくといふ通常の離着陸の方式から言いまして、飛行場を飛び立つ、あるいはおりるときのダイレクトの方向と、その飛行機がどちらの方向に目的地を持つてゐるかということは、必ずしも一致しないんではないか、かようなどあいに考えております。

○大出委員 ですから、大臣がおつしゃつたように、西から来て東に行つたようですが、これはだれが、どこで言つたのか承りたいのですが、まず、二十日の福田外務大臣とエパリー米大統領通商交渉代表との合議の席にインガソル大使が同席をしましたですね。私のほうで耳に入つております中身からしますと、そのときに大使が外務大臣に話をした、これしが耳に入つておりますが、大臣がおつしゃつた、西から来て東へ行つたよう

○福田國務大臣　当日朝、アメリカ大使館及び軍
当局から外務省に連絡がありまして、そして、そ
ういうよろんな通知があつたわけです。なお、その
通知は、私は八時ごろ外務当局から受けたわけで
す。で、現実には、九時過ぎに、三機が十分ぐら
いいつつ間を置いて着陸をしておりますが、その時
点ではなお詳細に状況の通報がございまして、そ
れで、気象状況が悪くて給油ができない、そういう
状況である、そういうよろんなことが判明し、な
お東と言つたのは、それがグアムであるというこ
とも、米軍、アメリカ当局から明らかにされた、
こういういきさつでございます。それから、イン
ガソル大使からは、けさほど御通知申し上げてお
るところ、B52三機が緊急着陸をいたしますので
御了承を願いたい、こういう一言があつただけで
ござります。

○伊能委員長　大出君に申し上げますが、防衛局
長は残られるそうですから、江崎長官、もし差し
つかえなければということをございますが、よろ
しうござりますか。

○大出委員　防衛局長いていただければいいで
す。少し武器の中身を承らぬと、論議ができませ
んから。

　その、西から来て東に行くようだというのは、
アメリカ軍あるいは大使館からの、西から来て東
と、こういう表現でございますか。

○福田国務大臣　そういう通報が、アメリカ大使
館並びに軍当局からあつたという旨の私のへ伝達
があつたわけでございます。

○大出委員　これは事務当局に伺いますが、事務
当局からそういう連絡があつたという意味でしょ
うけれども、ほんとうのところ、アメリカ側から
どういう連絡があつたのですか。ちょっと重要な
問題だから。

○松田説明員　お答え申上げます。
　すでに御説明申し上げておりますとおり、
五月二十日土曜日、午前七時二十分、私の自宅へ

米側当局から第一報が入りまして、趣旨は先ほど大臣がお答えになつておられますとおり、天候に基づづく特別の事態が生じたので、B-52三機、これは東向きに飛行中のものといふ意味でござりますが、イーストベンドのB-52三機が間もなく嘉手納に緊急着陸をせざるを得ない、とりあえずの第一報はこれである、それが第一報でござります。それ以降、間を置きまして数次にわたりまして、状況の判明につれまして、たとえは嘉手納に降りましたあと、これは直ちに出ていく、できるだけ早い時間に出ていく、行き先はグアムであるという、そういう状況が順次入つてまいった次第でございます。

○大出席員 そうしますと、アメリカ側が東向きの飛行機だと言つた。東向きというその行き先は、後刻の連絡でグアムである、こう言つたというわけですね。間違ひありませんか。ところで問題は、現地の状況、状況証拠といふのが幾つかある。これは後ほど次の回にものを言いたいんですけれども、いま手前まで申し上げておきますが、このB-52が搭載している爆弾、まずこれが大体どんなものを通常積んでいるかという点、ペトナムへ行つてどういう爆弾を落としているかという点、これは久保さんでないとはつきりしないんじゃないのかと思うのですが、この辺はいかがでありますか。

○久保政府委員 B-52は二十七トンの爆弾を積んでおりますが、時期によって投下する爆弾が違うのかどうか知りませんけれども、私どもの承知しているのでは、五百ポンド爆弾ではなくらうかと思ひます。

○大出席員 B-52は、いまおっしゃる大体そのくらいの積載トン数であります、トン数が多ければ航続距離が少なくなるということですから、

当然これは給油が必要となることになります。な

りますが、通常一番よけい積んでいまペトナムで使つておりますのは七百五十ポンド爆弾、こうい

うわけであります。これらの証拠がございます。必要ならば出してもよろしくございます。B-52

の七百五十ポンド爆弾、これが大量に知花の弾薬庫に保管されている。これも長い調査で、これは運搬している人がいるんですから間違いないことであります。七百五十ポンド爆弾は知花弾薬庫に大量に蓄積をされている、この事がますござります。そしてこの四月の十二日、これから始まつておりますが、知花の弾薬庫から嘉手納に向かってこの七百五十ポンド爆弾が累次、回を重ねて運び出されている。嘉手納に持ち込まれている。これは四月の十二日からあります。そのときには、実は、これはB-52が再度沖縄に来るのではなく、いつかということで、新聞がほつほつ取り上げ始めたわけであります。それがB-52沖縄再飛来という問題になつた発端ですね。そこで私もこの委員会で、B-52が沖縄にまた来るんじゃないかといふ質問をしたことが実はある。こういう現地の実情がございます。ところが今度は、やはりこの四月の十二日ごろから、F-4ファンтомなりあるいはF-105サンダーチーフなりに給油をするタンカー、これがどういうわけか逐次嘉手納空港にふえてきた。通常の、つまりF-4ファンтомあるいはF-105サンダーチーフに燃料補給をするタンカーの倍をこえる数字にふくれ上がっている。これは一体なぜだろうかといふ問題が出てきた。こゝで、沖縄だって天気はまことにいい。グアムはなおいい。西太平洋上で給油ができるようなら、そんな天気じゃない。KC-135は沖縄に一ぱいですが、久保さん、この爆弾をどう積んであるか御存じですか。

○久保政府委員 B-52は外部に搭載しております。内部搭載もありますが、これはたくさん積むときにはミサイルパイロンという部分に、これはおっしゃるように、外部に搭載をしている。だからこれがついたときに、実は、東から来て西へ行くのか、西から来て東へ行くのかといふことについては——七百五十ポンド爆弾は知花から嘉手納にどんどん四月十二日以降運ばれたという実績があつて、監視が出てみんな調べてているわけですから、これだけ七百五十ポンド爆弾が運ばれている。反戦米兵の話によれば、タイのウタバオ基地に集積してあった七百五十ポンド爆弾が底をついた。そうなると、これは遠からず何機かやつてくるぞということになった。そういう意味で、じや來たらどこを見ればわかるか。おそらく爆弾を積めば、ミサイルパイロンを見れば、七百五十ポンド爆弾の弾頭といふのは色がはつきりしているから、この爆弾の弾頭は一目見ればわか

手を上げると、乗つがつて向こうの兵隊が手を上げる。そのときに同じような形に手を握つて上げる。つまり反戦米兵といわれる方々がたくさんいる。グレープまである。こちらの方々のほうから、これはいよいよB-52が来る、つまりタンカーを集めているのはそういうことだ、こういう連絡が入つておる。現地の私どもの関係の機関がキャッチをしている。だから、これはほんとうに来るなどいうことを、私どもはもう十八日段階で考えておいた。だから四月の段階から質問を始めているわけです。この点は何べんも聞いている。来るのじゃないか、だいじょうぶか、来たらどうする、これはついこの間も内閣委員会で福田外務大臣にも私どもはその質問をしている。私もしていられるけれども、伊藤惣助丸君なんかしている。断わります、こういう発言だった。

ところが、今回入ってきたB-52、つまりこのB-52の爆弾の搭載のしかた。直接見ている人がいるのですが、久保さん、この爆弾をどう積んであるか御存じですか。

○大出席員 内部搭載もありますが、これはたくさん積むときにはミサイルパイロンといふ部分に、これはおっしゃるように、外部に搭載をしている。だからこれがついたときに、実は、東から来て西へ行くのか、西から来て東へ行くのかといふことについて、西から来たようですが、西はつまりベトナムでございまして、東はこれはグアムでござります。東へ行くようございます、西はつまりベトナムでございまして、東はこれはグアムでござります。帰りだから事前協議の対象にならないとあります、東へ行くようございます。西はつまりベトナムでございまして、東はこれはグアムでござります。それは伊藤君が言つたように、行つて帰つてくるまでが戦闘作戦行動ですよ。帰りだつて戦闘作戦行動に間違いない。間違いないが、なおのことこれは明確です。これは私だけじゃない。ちゃんと確認をしている人がいる。

だから、皆さんは、なぜ一体、事前協議というものを、向こうの行動に何とか合わせていこう、合わせていくこととなさるのか。それほど日本には自主性がないのか。ここに国民に不信を呼ぶ最大の問題点がある。なぜはつきりそれをやらないのか。ここに問題。私は無責任なことを言つてゐるのじゃないのですよ。全部現地と連絡をとつてい

る。原水禁の組織だつてある。一生懸命現地が調べているその上に立つてものと言つてゐる。さうきの国道の信号を突っ走つた戦車だつて、社会党

らず、たいへん私ども氣を使つておるといふことは御理解を願いたい、かように存する次第であります。

法なんだけれども、あなたのほうでお調べになる
気はないですか。

り事前の協議ということは同意であるといふうに解釈しております。

調査団が、深夜、ちゃんと県会議員その他を含めて全部いるところで突っ走つておるわけですかねら、日撃をしておる。沖縄百万県民の日はござまがないですよ。だから現地でたいへんな騒ぎになります。みんな知っていますよ。いやこれはアムヘ帰る飛行機じやない。沖縄の方々全部知つてい。そういうところをなぜあなた方ははつきりき

卷之三

卷之三

卷之三

○福田國務大臣 計画的にB-52がやつてきたといふような断定であります。私どもは、そういう今回の緊急着陸の通報を受けた際に、どういふこと、まことにやむを得ないことだ、だがこれが反復されないように特別に注意を払つてもらいたいということを申し上げておるのであります。そういうたまです。それから移駐という問題につきまして

う、これはいかぬ。長年見続けて、やるのだ。専門

のです。ひとつお答えいただきたいのですが、ど

一〇、七八〇年三月二日が五歳、被當手納

りたい、心得ます、こということなんです。三機ばかりが計画的に、ずいぶん前から計画してやつてくる、こういうことは私、常識として考えられませんが、まあ計画的というならば、三機緊急着陸を第一段階として逐次また移駐でもやつて

入ってきた。決して偶然じゃないのじゃないです

「な」「と」「は」「れ」「ば」「一」「体」「と」「う」「い」「う」「理」「解」「を」「三」「時」「あ」「な」「た」

6。覺山之二十六、三十事。戊戌歲六月廿一、用筆

とは全然アメリカ当局は考えておらぬようであります。また、わが国の要請があるということを十分承知しておる、こういうことでありますので、

音二、二三は悉く止。一二三等れば國無^レ實國

ち、もちろん相談という意味ですが、事前の協議

卷之三

きませんけれども、とにかく、緊急着陸をする。そういう要請がある。それをむけに断わるわけに

方は調べて、いよいよ。アメリカはそんなことを考えて

は当然同意といふ意味である。しかも日本の意図

「わがの仕事は、『花育』、『花育』が、その任務よ。」

りそれが将来しばしば反復されるというようなことがあります。そのあとまた不安を生じますから、そういう警惕の心をもつておられる方がいいです。急着陸といえども、やむを得ないと考えられるけれども、そういう事態が起らぬよう気をつけてもらいたいということを強く申し入れております。そういう事態でありまして、何も関心を持たないのだといろいろなお話をありがとうございますが、さきにあります

京に發たる方に 最後は資米を出され
写真

日本に於ける「日系の同窓会」の必要性について

卷之三

る意味においても、間接にも直接にも全く B-52 の

活動とは無関係である旨確言しております。

○大出委員　すべてそれなんですね。それじゃ何で一体機体のマークまで消して嘉手納に入ってきたそこにはいなければならぬのですか。私も何べん

も嘉手納基地を調べていますが、これが何で嘉手

納にいるか。何でこんなものが入ってきて、毎日激しく南に向かって飛んでいかなければならない

のですか。あなた方、実態をちつとも知らない。

もつとも外務省に戦闘の話をしたうがな

いのですけれども、あなた方は質問して聞いてく

るのが仕事と思つておられるのかも知れないけれども、それなら何もこんなところにニシアルナル

ンバーまで消していくわけがならないがな

理由は一つもない。SR-71が四機も駐機して、最

近また一機ふえて五機も駐機していて、それ以上

いる必要はないじゃないですか。

○松田説明員　本機につましては、たまたま私が

沖縄に出張する機会がございましたので、先週、

嘉手納に参りました。直接先方の責任者から聴取

するところに、当該飛行機を見ましたし、その他若干の説明を聞いたわけあります。御指摘のとおり、SR-71は機体を塗りつぶしておますが、RC-135、EC-135は通常の形状、色彩、標識をつけ

ておられます。

○大出委員　写真がここにあるのですよ、そんな

ことを言つたって。この二種のうちの片方です、

標識を消しておるのは、これは沖縄タイムスが

とつべき鮮明な写真がある。消えておる、下の

飛行機は、明確に消えておるじゃないですか。説

明してある、ちゃんと。これは現地の記者の方が

自分でとつべき写真である。これは通ればすぐ

見えるからどういふこともない。そういうかげん

なことを言つてもだめです。結局、だからあなた

方は、世の中に公にしていく資料でも出さぬこと

にはうんとおつしやらぬ、こういうことになると思つ、大臣のないところでそういうわけにまいりませんから、まだこの委員会はあとに問題が残つておりますから、そこでやるつもりでおります。

○大出委員　そうすると、どことどこどこに毒ガスがあることになるのですか。別府湾にあり、

津軽沖に捨てたというのがあり、大久野島があ

すので、きょうは少し出そうと思つたら大臣がいなくなりましたので、先ほど私にお話がありまし

たから、了承しましたので、先に延ばします。

そこで、この間承りました毒ガスの件、これは

その後の状況を見ると、いま席においてになります

せんけれども、佐藤さんのおいでになる別府湾な

どからも五千発ですか。これは承りたいのです

が、最近この種のことばかり出てまいりますけれ

ども、基本的にはどこがどういうふうに所管をさ

れるのか。この点、明確にしていただきたい。

○鷹巣説明員　お答え申し上げます。

毒ガスの所管問題につきましては、先般、佐藤

総理の指示に基づきまして、環境庁が中心となりまして、関係各省の協力を得て処理する、こうい

うようにきましたわでございます。

○大出委員　そうすると、関係各省の協力を得て

といふと、どことどことどこの省の協力なんですか

か。

○鷹巣説明員　とりあえず問題を二つに分けまし

て、大久野島の毒ガスの問題、それから大久野島

以外の一般の毒ガスの問題、そういうふうに分け

まして、大久野島につきましては、陸上につきま

しては、環境庁が自衛隊その他の協力を得て、い

ま現在調査中でございます。それから大久野島の

周辺海域、これにつきましては、水産庁が中心に

なりまして対策を研究する。それから大久野島の

毒ガス工場のものと従業員などその他の関係者が

ござりますが、こういう方の被害につきましては、大蔵省及び厚生省が中心になつて対策を研究

しておつかりのところござりますが。

○大出委員　防衛庁いかがでござりますか。何か

いまおつかりのところござりますか。

○久保政府委員　まだ総体的にまとめておりませ

んけれども、従来問題になつておりますのは、別

府湾のイペリット弾、それから兵庫県播磨沖の黄

煙弾、大久野島のやはりイペリット、銃子沖のこ

れまたイペリット、一応私どもの手元にあります

のはそういうようなものでござります。

○大出委員　津軽沖といふのは、これはどうい

うわけですか。イペリットガス弾を捨つて津軽沖に

捨てた。旧海軍が戦時中に投棄したと見られる毒

ガスで死傷者が出ている。青森県の陸奥湾です

ね。死傷者が出ている。このところは手がつ

てないのですか。

○久保政府委員　ちょっとその点、私は資料

を持っておりませんが、もう一件ふやしますが、山

口県の沖合いでこれはイペリット弾だと思います

が、それがございます。したがいまして、いま私

り、何かいまのお話によると瀬戸内海にもあると

いうのですが、そななると、これはどういう性格

のものがどういうふうに捨てられているのか。そ

こは一体どういうことになつてているのですか。

これはもう、のん気なことを言つてゐる間にあつ

ちこつちで被害が起つたんじやかなわぬわけで

すから、せつかくこの委員会で浜田君が念を押し

たときに調べもしないで、今度は被害をこうむつ

た人が出てきたら、ようやく総理のお声がかりか

何か知りませんけれども、そういうことを分担を

きめた。これはずいぶん国といふ立場からすれば

無責任きわまると思うのですが、一体そちら辺は

どういうふうに皆さんのほうでつかんでいらっしゃるのですか。

○鷹巣政府委員　現在、環境庁も関係各省から報

告を求めるということで、来月の五日に一応中間

報告会議を開いていただくということにしており

まして、その段階におきまして、特に防衛庁の関

係から、先ほど申し上げました、いろいろ過去

の実態に基づきましての数字がある程度いただけ

るものと期待しておる次第でござります。

○大出委員　防衛庁いかがでござりますか。何か

いまおつかりのところござりますか。

○久保政府委員　まだ総体的にまとめておりませ

んけれども、従来問題になつておりますのは、別

府湾のイペリット弾、それから兵庫県播磨沖の黄

煙弾、大久野島のやはりイペリット、銃子沖のこ

れまたイペリット、一応私どもの手元にあります

のはそういうようなものでござります。

○大出委員　別府湾の件でも証人が名のり出で

る。そこでこれが問題になつて出た、五千発。

佐藤文先生に聞いてみると、現地はえらい騒ぎ

だ。きょうおいでになれば関連質問をしたいと

言つておられた。ここまできて大久野島の問題が

表に出た。別府湾にも捨てたので、そのときにお

れは参加したんだ。五千発、場所はどの辺だ、こ

の辺だといふことになつた。ところが津軽沖のや

つは、証言があつて初めて表に出た。ところが第

二復員局云々の時代に実はあつたんだ。あつたの

が、所管がはつきりしないからそのままになつた

んだ。それによつてけが人が出たり死んだ人が

出たりといふことになる。これは一休日本政府

といふのはあるのかないのかといふことになる。

その辺のところは一体どういうことになるのです

か。どうも大臣がおいでにならぬことになつてしまつましたが、これは捨てるおけないです。

民世論としては、こんなばかなことがあるかとい

ども手元の資料から調べてまいりますし、從来の第一復員局、第二復員局が持つておりました資料、これは厚生省が引き継いでおります。その中から調べてまいります。それと、最近、新聞報道

で報道されておりますよな、県に発端を持ちま

して、県庁のほうで調べてくれているのがだんだ

ん出てまいりますので、県側等と連絡してまいり

たい。総体的にはそういうものを調べた上で一応

の調査報告はできようかと思います。

○大出委員　そうすると、復員局の資料にあつた

じやないですか。そこはだれが答えるのですか。

○久保政府委員　従来は総理府が中心になつてこ

の間の調査をやつしておりました。確かに行政官庁

が明確でなかつたので、総体的な調査が行なわれなかつたのではないかと思ひますけれども、復員

局のほうに資料が確実にあるということではない

のですが、あるとすればそこであつうといふこと

で、その資料からまず始めよう、こういうこと

であります。

うことになる。そこへ持ってきて、例の機雷に触れたという問題が出てきている。この機雷問題はどこの所管でござりますか。

【委員長退席、坂村委員長代理着席】
○久保政府委員 機雷の問題につきましては、從来、総理府が関係官庁をとりまとめて一応の結論が四十五年に出されておりますが、その結果で、浮遊機雷につきましては、從来から防衛庁がやっています。數量その他も出ておりますが、そこで九三%の危険海域については浮遊機雷の掃海を終わっている。残りのものにつきましては、非常に水域の浅いところ、あるいは漁業その他で問題があるようなどろでまだ残されている。しかししながら、地元との協議が整い次第、必要があるものについてはやはり海上自衛隊が行なうということになっているようです。

問題になりましたのは、海底に埋没しておるものについてであります。これについては、運輸省、海上保安庁が工事を行なう業者について、海底をしゆんせつする場合に、機雷の有無について事前調査を十分にやるようという行政指導を十分にするというのが四十五年の十月の関係官庁間の取りめであります。

○大出委員 いまの海鱗丸ですか、このほうはほのかの委員会でいろいろ質問があつたようになりますから、時間の関係がありますから省略をいたしますけれども、いまの毒ガスの問題につきましては、これは最終的にどこでどういうふうな処置と対策をお立てになるおつもりでござりますか。

○鷲巣政府委員 先ほど申し上げましたように、環境庁が中心になりまして、それぞれ各省の分担事項がきまりました。それで、その分担事項に従いまして各省が対策を立てていただき、そしてそれを実行していくだく、こういう段取りになるわけございまして、ただ、現段階におきましては、先ほど申し上げましたように、どのような方法でこれを処理するかといふことがまだ詰まつております。至急詰めましてから実行段階に移す、こういうふうに考えております。

○大出委員 中身なんということになると、厚生省などの所管があるわけですね。大体かつての資料に基づいて、どんなものがいま捨てられているかというような点。あるいは農林省の水産庁ですか、そちらの関係もあるわけですね。そちらのほうは、何を今までやつてきたわけですか。

○太田(康)政府委員 先生から御指摘のありましたように、実は私のほうも、問題の起つたつと調べているといふようなことでございまして、実態のほうは、私どものほうも十分承知いたしておりますが、私はまだ環境庁なんかとも打ち合わせをすることありませんから、たとえば今回のあれで各省協力するわけですけれども、防衛庁がしんになって調査をしていただくということになつたわけです。

一つ例を申し上げますと、銚子沖ペリットの内閣審議室が中心になって、関係各省協議の結果、漁民に関する部分が多いということで、水産庁が一応その対策と申しますか、具体的な処置につきましては、私のほうが分担をいたしております。もちろんその際、警察とか厚生省の協力も賜わっていることは事実でございますし、さらにその後におきまして、海上保安庁の協力を得るというようなことをやっております。

それで、やりました実態は、千葉県に委託いたしました、三十五隻の船、底びき漁船でございますが、結局、地元の漁業者の方の協力も得ているわけでござります。これを雇い上げまして掃海をする。そしてこのときにはイペリットかん十一かんを引き揚げたという状況であります。それで、私のほうとしては、当初予算にこういうものを計上いたしてございませんから、大蔵省と話をしても担当すべきものは担当して実施したい、かように存しております。

○大出委員 銚子沖のやつはえらい調子よく引き揚げたようですが、でもやはり完全なものでないと思うのですね、いまの個数ぐらいのことです。私のほうは、従来の例等も参考し、関係の都道府県とも話し合いをいたしまして、私のほうが担当すべきものは担当して実施したい、かように存しております。私がほんとうにやつたのは、過去の資料その他に基づいて見当がつきでございます。

○鷲巣説明員 大久野島周辺の問題につきましては、大体来月の十日前後になりますがこれに二万円の上乗せをして、いふうに聞いております。これを海上保安庁に引き取つていただきまして海上に投棄するということで、銚子沖のペリットの場合はそういうふうに実施をいたしたわけでございます。

○鷲巣説明員 大久野島及びその周辺のそれ以外の問題につきましては、大体来月の十日前後になりますが、これは先ほど申し上げましたように、最近発見されたものにつきましては現在すでに作業をやつております。

それから大久野島周辺の問題につきましては、これは相当膨大な時間がかかるものと考えておりましたが、むしろそれは防衛庁からお答えをいただいたほうがけつこうだと思います。

○大出委員 どのくらいの量のものが投棄されたわけでありますから、その調査の結果に従いまして、私のほうは、従来の例等も参考し、関係の都道府県とも話し合いをいたしまして、私のほうが担当すべきものは担当して実施したい、かのように存しております。

○大出委員 銚子沖のやつはえらい調子よく引き揚げたようですが、でもやはり完全なものでないと思うのですね、いまの個数ぐらいのことです。私のほうは、従来の例等も参考し、関係の都道府県とも話し合いをいたしまして、私のほうが担当すべきものは担当して実施したい、かのように存しております。

○鷲巣説明員 先日の五月二十五日、環境庁が中心になりましたやりました会議で決定いたしました件でござりますけれども、戦後、防衛庁になりましてから、掃海等の作業によって、大なり小なり海上自衛隊等がこういった作業に関係しておる。そういう点からも、防衛庁が一番手近にこの資料を持ち得るのではないか。もちろん終戦時にありますところのものにつきましては、第二復員局から厚生省が引き継いでおるとか、あるいは海上保安庁あるいは水産庁、そういうたところがそれぞの関係地元の協力を得て資料を収集する。こういうことになつたわけでござりますが、いずれにしましても總理が、この毒ガスについては總理検査をすることをこの委員会でお答えになつておられるということからも、相当徹底して調査をしなければいけないのでないか、こういうふうに話し合つたわけでございます。これは

うな場合には、これに対しまして国としては八万円の協力費みたいなものをお出しする。さらに県がこれに二万円の上乗せをして、いふうにいふうにいふうに思つてます。これを海上保安庁に引き取つていたしました。これも海上に投棄するということで、銚子沖のペリットの場合はそういうふうに実施をいたしたわけでございます。

○鷲巣説明員 大久野島周辺の問題につきましては、これは先ほど申し上げましたように、最近発見されたものにつきましては現在すでに作業をやつております。

いふうに思つてます。どういうことで何が起つてわからぬ。だから、今までの責任もこれはただということははつきりいたしますれば、私のほうはまた環境庁なんかとも打ち合わせをすることにならうかと思ひます。こういった事例があるわけでありますから、関係の広島県あるいは愛媛県等とも話し合いまして、実際こういう方式が適用できるかどうかといふことにつきまして十分相談をしてやつてしまひたい。それで今度実際にいつから動き出でありますから、関係の広島県あるいは愛媛県等とも話し合いまして、実際こういう方式が適用できるかどうかといふことにつきまして十分相談をしてやつてしまひたい。

実は私どもに前からこういふことをやってくれるというお話をありますから、ある程度県なんかとも相談いたしたことあります。たまたま大久野島の場合には、自治体のほうがやや消極的ななきらいがございまして、まあ中止したという形になつております。私どもある程度財政当局との話し合いであります。私どもある程度財政当局との話し合いでありますから、その調査の結果に従いまして、私のほうは、従来の例等も参考し、関係の都道府県とも話し合いをいたしまして、私のほうが担当すべきものは担当して実施したい、かのように存しております。

○鷲巣説明員 先日の五月二十五日、環境庁が中心になりましたやりました会議で決定いたしました件でござりますけれども、戦後、防衛庁になりましてから、掃海等の作業によって、大なり小なり海上自衛隊等がこういった作業に関係しておる。そういう点からも、防衛庁が一番手近にこの資料を持ち得るのではないか。もちろん終戦時にありますところのものにつきましては、第二復員局から厚生省が引き継いでおるとか、あるいは海上保安庁あるいは水産庁、そういうたところがそれぞの関係地元の協力を得て資料を収集する。こういうことになつたわけでござりますが、いずれにしましても總理が、この毒ガスについては總理検査をすることをこの委員会でお答えになつておられるということからも、相当徹底して調査をしなければいけないのでないか、こういうふうに話し合つたわけでございます。これは

内閣審議室を中心にして話した線で、それでま
す。

そういうことでござりますので、各省庁にも当御苦労をおかけするわけでござりますが、私ども独自いたしましても、できる限り資料を広範に収集いたしましてやつていただきたいと思いますので、期間は相当かけなければならないのではないで、か、かように思つてゐる次第でございます。
それから別府灣の件なんぞございますが、ちょっとつけ足して御説明させていただきたいと 思います。

いますが、別府湾におきましてサルベージの作業中に、あそこでもつて三名ばかりが海底から揚げました毒ガス弾によりまして被害を受けまして、国立病院でもつて、これはイペリット性毒物による被害だといふように診断されまして、それではということで関係省庁いろいろ連絡したわけですが、昭和三十年の九月、正確に申し上げますとこれは九月十五日からでございます。三十一年の九月十五日から三十二年の十二月十日につきまして、海域といいたしましては四十五平方キロメートルでござります。あそこは非常に水深が浅うございまして、四十ないし七десятメートルといふことであります。それによりまして、実働日数三三百四十二日間にわたりまして掃海をやつたわけであります。費用は七千五百万円を投じております。

その結果、イペリット弾二千四百九十八個、百十五トンでございます。それから爆弾類でございますけれども、これは四十三万九千三百五十一個、五百三十トンでございます。両方合わせまして六百四十五トン、大体トラック、五、六十台分に相当するんではないかと思いますが、これを揚げたわけでございます。ところが、大分県は何か最近、新庁舎をつくりまして移転したそうでござります。三十年当時のこりうた資料もないし、こういった仕事に携わった方もいろいろ手を尽くしましたのだけれども、いふることで、おぼろげながらの知識はあつたけれども、いないといふことで、防衛厅に行つて尋ねようということで出てこられまして、そしてこういった事実を話しましたが、副知事が正確な数字がわかつて非常にけつこうだ。実は、別府湾を守る会で発言した方が、そういう投棄の事実はよく御存じだったそらなんですが、ところがこの掃海の事実は全然御存じなかつたということでございます。それで、新聞等に大きく取り上げられまして、発言した方が若干不用意だったというようなお話をある。しかし、それはそれといたしまして、せっかく総理のお声がかりで総点検をするということになつてございままでの、別府湾につきましたも総点検の中へ入れまして、やはり点検をしていきたい、かように思つておる次第でございます。

が、これは二十四日ですか、あけたらたくさん出
てきた。現地ではたいへん騒いでいたわけであります。それからまた三月二十三日は、陸揚げされ
た貨物を貨車やトラックに積み込むときに、検疫作業中の日本人従業員五人ばかりが全身かゆくなつて、手でかくとはれ上がつて、注射などの応急手当を受けたのだが、大体原状回復するのに一日近くかかったという問題があつて、どうもこういうあぶない作業はやりたくない。聞いてみますといふと、弾薬その他がコンテナあけたら大量に出てきた例もある。爆発をした例もある。幸いに負傷にまで至らなかつたといふわけでありますのが、それも最近のものであります。したがいまして、この新聞を見ますと、から良きようがバケツい出でたり、次々いろいろな問題が起つておられます。病害虫の問題なんかになりますと、検疫所が検疫するといつても、米軍でござりますから、たまには特殊なケースについてはやつておるようになりますけれども、一般的にはできない。横浜の町に住む諸君は一体そのまま黙つていいのかということですね。そういう問題が最近出てきている。こちらのところを、一体、防衛庁側、あるいはどこか関係の省の側で、どういうふうに受け取つておられるのか。こちらのところ、どうありますか。

さて、いろいろ現実ども、地
題ですね。なんですか何とかで何と
うかして申します。
○坂村委
午前十時
これにて

ておると
らぬけれ
のだから
といふ問
題が新設
て残念で
ます。
もあたつ
人が資
本は毒ガスの
があるの
に中心に
は。あとに
よた、おい
四のしよう
は伊藤さん
などは、
所を持つて
ところでこ
から、ひと
の結果を
資料につい
たいと思
し、本日は

第一類第一号 内閣委員会議録第二十七号 昭和四十七年五月三十日

昭和四十七年六月八日印刷

昭和四十七年六月九日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A